



厚木市郷土資料館第19回収蔵資料展

あつぎの修験者

拝み・教え・直す ムラの宗教者

2002. Aug.

厚木市教育委員会

「あぐれし」

厚木市郷土資料館では、市民や研究者の皆様の御協力を得て収集いたしました資料の一部を広く公開するため、収蔵資料展を開催しております。

十九回目となる今回は、「あつぎの修験者（しゆげんしや）・拝み・教え・治すムラの宗教者」をテーマに、資料館が寄託を受けている千葉家文書（ちやうけもんじゆ）光善院・皇宝院（すうほういん）関連資料）から厚木市内の修験者、修験寺院に関連する資料を中心に展示いたします。これらは、明治五年の修験道廃止令等によって修験寺院に関する資料の多くが失われてしまった現在にあって大変貴重なものといえます。

修験者とは、一般に山伏（やまひし）という名称でよばれることが多く、その宗教活動は、地域の小堂、小祠の祭祀に深く係わり、村人の生活とも密着したその宗教活動は江戸時代の修験者の特徴ともいえます。このことは、私たちが現在、俗信・迷信とよんでいる「まじない・占い・禁忌」（まじない）などの中に、修験者たちが地域社会で行ってきた種々の儀礼がもとになっているものが含まれていることから容易に理解することができます。

本展示では、修験者がムラの中でどのような活動を行ってきたのか、どのような影響を与えてきたのかということや、民間信仰だけでなく、当時の世相、社会など多方面から捉えてみることにいたしました。

厚木市内の修験者の様子を御覧いただくことが、私たちの暮らすこの地域の文化にふれる機会となり、ふるさと厚木をより深く御理解いただく一助となれば幸いです。

最後になりますが、本資料展の開催にあたり、大切な資料を寄託していただいております千葉 弘氏、貴重な資料を快くお貸し頂いた八菅山関係者の皆様、飯谷逸美氏、和田美正氏、千葉家文書の調査にあられた神奈川県立歴史博物館の鈴木良明先生をはじめとする厚木近世宗教史研究会の方々、御協力を賜りました皆様の御厚意に心からお礼申し上げます。

平成十四年八月

厚木市教育委員会

教育長

長谷川 美雪



八菅山絵図



八菅神社宝物館所蔵の神仏像



聖護院宮の褥(しとね)



聖護院宮 御染筆の山号額

目 次

ごあいさつ		
口 絵		
目 次	5
例 言	6
プロローグ	修験道 <small>しゅげんどう</small> とは何か	7
	相模の修験道	9
	1. 相模国の修験遺跡	
	2. 八菅山修験の歴史	
	3. 相模国本山派先達職と年行事	
	4. 本山派と当山派の抗争と地域社会	
	5. 八菅山の修験者とその修行	
	あつぎの修験	18
	1. あつぎの修験寺院、修験者たち	
	2. 光善院と量宝院	
	3. 宗教活動	
	4. 寺院経営	
	明治以降の光善院	47
	1. 江戸時代の八菅修験	
	2. 明治の修験道廃止令	
	3. 明治初年の光善院	
	4. 明治前期の光善院	
	5. 両国回向院の出開帳	
	6. 開帳出願の手続き	
エピローグ	光善院退転とその後の千葉家	56

参考文献一覧

【表紙】不動明王像（光善院旧蔵）

例 言

- ・本展は寄託資料を含む収蔵資料のうち、修験道に関わる文書、信仰用具などの資料を展示するとともに、一部の資料を借用して展示した。
- ・展示場などの関係で、本文、収蔵資料一覧に記載されている資料であっても展示されていない場合がある。
- ・資料の翻刻は各章の執筆者が行っているが、 章【資料13～15、21～23】を除く【資料1～24】の翻刻は坂本孝子（厚木近世宗教史研究会）が行った。

展 示 information

- ・会 場 厚木市郷土資料館
- ・期 間 平成14年 8月5日(月)～10月6日(日)
*会期中の休館日は、8月26、27日、9月23、24日
- ・時 間 午前9時～午後5時
- ・主 催 厚木市教育委員会
- ・協 力 飯谷逸美、小松郁夫、加藤隆志、坂本孝子、鈴木良明、鈴木章生、千葉 弘、矢後忠良、山口研一、吉田 弘、和田美正
愛川町教育委員会、厚木近世宗教史研究会、神奈川県立公文書館、狭山市立博物館、八菅神社氏子中
(50音順、敬称略)

関 連 事 業

- ・講 座1 8月10日(土) 14時～16時 厚木市郷土資料館
テ ー マ 「相模の修験者」
講 師 鈴木 良明(神奈川県立歴史博物館学芸員)
- ・講 座2 9月14日(土) 10時～16時 八菅神社周辺
テ ー マ 「八菅修験の歩いた道をたどる」
講 師 矢後 忠良(八菅神社氏子総代、愛川町文化財保護委員)

プロローグ 修験道とは何か

修験者、山伏とは「節用集」などの古い辞書で「山伏」の項をみると、「山伏臥 役行者之流也」のように記されている。その役小角とは、七、八世紀頃に大和葛城山にいた宗教者。のちに修験道の開祖に仮託され、役優塞・役行者・行者さん・神変大菩薩と呼ばれ崇められた（『修験道辞典』）。また、『日本霊異記』では、葛城山の岩窟で修行し、孔雀明王の呪法を修め、鬼神を使役し大和の金峯山と葛城山との間に橋をかけさせようとした。これに従わなかった一言主神の讒言で伊豆に配流されたが、仙人となって飛び去ったとされ、当時すでに伝説の呪術者、験者となっていた。八菅山（愛川町）は、大宝二（七〇一）年に来山し修法を行ったと縁起にある。八菅神社では『新編相模国風土記稿』に役小・所持と掲載されている「錫杖」「法鉢」「御霊判」を伝えている。錫杖は、宝塔、須弥山、法界そのものを表し、人々を悟りに導く智杖といわれている。また、遊行の際には青蛇、害虫を追い払い、行乞を知らせ、読経に合わせて振ることも多い。また、国宝「信實山縁起絵巻」は、主人公・命蓮にまつわる物語だが、ここで見られる飛鉢法とは、鉢を自由に飛ばして欲しいものを取り寄せ

る術のことである。八菅山に伝えられた法鉢も、これと同様のものと考えられる。

写真は八菅神社に伝わる役小・像だが、その像容は『修験修要秘訣集』「役行者尊形事」によれば、頭部に八尺の長頭襟をつけ、持物は右手独鉢・左手念珠または六輪錫杖もしくは般若心経、身に藤皮をまとい鉄駄を履き、半行半坐の体を示すものだという。さらに従者二鬼、すなわち左脇侍・青色身の禅童鬼（義賢あるいは前鬼）、右脇侍・赤色身の智童鬼（義賢あるいは後鬼）を従えている。これは、修験道で積極的にとり入れられ、入峰本尊・加持本尊ともな



っている不動明王と団体視され、小・像の特徴的な形相は不動明王のそれと対応している。

役小角を開祖とする修験道は、神道、仏教、道教などの教理を究め難行苦行によって、身体能力を高め、超自然的な力を身につける。「＝」験を修める」という実践的、独自の宗教である。修験者は、その所属する組織で分類することもできるが、厚木の修験者が属する本山、当山派についてみてみよう。

本山派とは、天台宗系、園城寺・増誉が開いた聖護院を主とする修験道の一派。千葉家資料の光善院は本山派、明治維新後には天台宗寺門派に属する。相模一帯の本山派は、小田原の玉瀧坊配下となったところが多い。

一方、当山派は真言宗系、京都の醍醐寺・聖宝（修験道を理論化する）が開いた三宝院を主とする修験道の一派。厚木の当山派修験では、大覚坊（伊勢原）配下が、鳳閣寺（江戸青山、触下、配下）が、世儀寺（伊勢山田）の末となる。

修験寺院とムラの生活 宮本袈裟雄氏によれば、修験者をその所属でなく、存在形態、つまり瀧行、奥駈などの山岳修行、回国修行に対する定着という行動性で分類することが可能だとい

なり、多くの村に「里修験」といって里村に定住し、人々のくらしに密着するタイプが増えた。山岳修行よりも、庶民の布教、民間信仰の中での指導者の役割を果たし、治病や除災などを一手にひきつけたといえる。具体的な職種で考えれば、神主、僧侶、医者、薬剤師、教師など様々な役割だが、一般に現世利益的領域において力を発揮してきた。このことは、展示資料である光善院が所蔵していた教義書などからもうかがえる。

里修験の宗教活動は、地域の氏神の別当職を務めたり、小祠、小堂といった信仰的施設の祭祀に深く係わっていることが、その特徴といわれている。雨乞、除災のための加持祈祷、また定期的に檀家を回って籠払いをしたり、家族の無病息災祈念などが、その経済基盤となっていた。里修験は、読経、被い、加持祈祷、調伏、呪符、呪いなど様々な修法を駆使して、村人の依頼に依っていた。現在、私たちが俗信、迷信とよんでいる「民間の予兆・禁忌・トク・まじない・符」などの中には、修験者たちが地域社会で行っていた種々の儀礼・符呪などがその手を離れて民俗化されたものが多いともいわれているのだ。

（大野 一郎／厚木市郷土資料館学芸員）

相模の修験道

1 相模国の修験遺跡

相模国は、北から西部にかけて伊豆・箱根山系、大山・丹沢山系といった険しい山岳地帯に囲まれた立地環境にある。これら山岳地帯は古くから宗教的な霊地として発達し活発な寺院・神社の建立が見られるとともに、宗教者たちの修行活動の場ともなっていた。

修験道の開祖といわれる役小角の事歴をまとめた『役行者本記』には、役小角が伊豆配流の後に修行した場所として、走湯・箱根・雨降・日向・八菅・江島・日金・富士山などが挙げられているが、これらの大半は伊豆・箱根、大山・丹沢山系に位置した霊地であった。そして、箱根は万巻上人によって開かれたといいい平安時代頃から箱根権現が祀られ、大山は良弁の開山といわれ、少なくとも平安時代から阿夫利社を祀る霊地として知られていた。

これら山岳地帯に依拠し修行活動を展開した人々が所謂修験者・山伏とよばれる宗教者たちである。箱根にしる大山にしる険しいその山中は、もともと宗教者の格好の修行場であり、そうした霊地に寺院や神社施設が整えられ、また堂宇・伽藍の整備にあわせて

宗教者の拠点となっていた。

後世の記録ではあるが、『新編相模国風土記稿』（以下『風土記稿』と記す）には、箱根修験として「修験十五人 三人は門前に住し、其余は足柄上・下郡に散在し、箱根山某院と唱ふ」と、江戸時代には定住して活動を展開するようになっていった。また、大山についても、『風土記稿』には、坂本村に住する修験と蓑毛村に住する修験が数軒書き上げられている他に「師職百六十六軒、多く坂本村に住す、蓑毛村にも住居せり、皆山中に住せし修験なりしが、慶長十年、命に依て下山し、師職となれり」とあるように、大山に依拠して活動を展開していた修験者たちがいたことと、慶長十年以降は御師職として山麓に定住し活動を担っていたことが記されている。

このような箱根・大山などを拠点とした活動をしていた修験者の他にも多くの修験者たちが相模国各地に点在居住していた。因みに『風土記稿』から修験の院坊を抽出してみると二〇〇余院を数える（拙稿「近世八菅修験と江戸役所及び本山役所」『八菅周辺の歴史と信仰』）。これらはたしかに江戸時代後期の姿である。しかし、その大多数は箱根や大山などの修行場を中心として活動を展開する修験者とは異なり、両所などとは直接の関わりはないが、修験者として営みを続けていた多くの人たちの存在であった。

とすることで、相模国の中世段階においては熊野先達の活動が顕著であった。熊野（和歌山県）は山岳修行者が入山し修行の場として霊地となっていたが、平安時代以降皇族をはじめとして熊野参詣が盛んとなりその信仰の地方拡散を促していった。相模国にも熊野信仰を浸透させていった御師や先達が入り込んでいた。例えば、鎌倉時代初期ころから、鎌倉には熊野の檀那や熊野先達の存在が知られ、室町時代には鎌倉の先達として山崎泉蔵坊や茅ヶ崎・八幡の先達玉蔵坊、懐島の先達仙蔵坊、室田の先達出羽、相模中部には先達城光坊・正覚坊、相模西部には先達常光坊・満泉坊、などが確認されている（宮家 準『熊野修験』）。

このような熊野の先達は、檀那や庶民階層の人々を熊野に先導し参詣を助長させる職分にあつたが、もともとは熊野の山岳に依拠し修行を重ねた修験者・山伏であり熊野に精通していた人々であつた。熊野で修行を積んだ修験者が相模国内に定住して活動を継承していった者も少なくないであろう。

2 八菅山修験の歴史

大山・丹沢山系の東端部、峻険なる山並みが緩やかになったあたりに八菅山と呼ばれる修験集落があつた。「あつた」と過去形に表記したのは、実は明治初年に修験宗の廃止にともなうて正式には修

験集落ではなくなつたからである。

「八菅山略縁起」によれば、八菅修験の成立は古く古代にまで遡ることになる。景行天皇の治世に日本武尊の来山にはじまり、大宝三年（七〇三）役小角の来山、神亀、天平年間には義元・芳元・黒珍の来山、源頼朝・頼家・実朝・北条時頼の信仰など事歴が書かれているが、古代からこの中世初期あたりまでの記述は史料的な裏付けが乏しく歴史的
事実としては判然
としない。

応永二十六年

（一一四九）「八

菅山光勝寺再興勸

進帳写」は信頼に

足る史料であるが、

これによると、鎌

倉時代になって鎌

倉幕府御家人の海

老名氏が再興に関

与していたこと、

応永の再興にあた



つて足利持氏が奉加に列していることなどが見える。

ところで現在、正応四年（一二九一）の銘のある巨大な碑伝が八菅神社に残る。碑伝とは、行者が峰入りの際にその月日や峰入度数を記して行の証としたもので、木柱や塔婆状の形態となるものが多い。八菅神社のそれは四ツ柱にも及ぶ巨大な木柱であるが、注目すべきは、「熊野本宮長床衆」の八菅山入峰を示す記述である。即ち、一三世紀後半の八菅山は熊野の影響を受けていたことを示すもので、前述のように熊野先達の相模進出とあわせ熊野修験との関わりが既にこのころに成立していたものと見られる。また、天文二十一年（一五五二）聖護院門跡道増の入峰、永禄二年（一五五九）聖護院宮代参者の来山があったが、八菅山が後世天台系本山派修験として確立する以前、その傘下に連なるべき下地が次第にできあがっていた。

熊野二山と各地の熊野系山伏との結びつきは、室町時代に入ってから聖護院門跡が熊野二山検校を兼帯することになって、次第に強固な関係へと変化していった。八菅山への聖護院門跡道増の来山は、北陸・東国巡歴の一環としておこなわれたが、この地域における拠点修験者集団の膝下化推進にあったことであろう。

このように中世末期から顕著に見られるようになった修験・山伏の統括化の動きは、やがて本山派と当山派の二大派によって収斂し

て秩序ある組織体のなかに再編されるが、八菅山では本山派の組織下に組み込まれていくことになる。

貞享四年（一六八七）、八菅山修験は相模一国の先達職である小田原玉灌坊の傘下を離れ聖護院直末となる道を選んだ。聖護院を頂点に各地の先達職を通し末端の修験・山伏を支配する本末制度は支配の上から機能的である。しかし、八菅山側には、先達職玉灌坊と比べ経済的にも宗教的機能面においても優越しているとの意識があったのであろう。そこに玉灌坊の関与を嫌い独自の活動を展開するため聖護院の直末となる選択があったものと思われる。因みに『風土記稿』によって近世八菅山の姿を見てみると、七社権現社、別当光勝寺を中心に多くの堂宇・社殿とともに、本坊一四院・脇坊一〇坊・候人二坊（最盛期には本坊五二院・脇坊五〇坊があった）があり、本坊の中から毎年二院が年番として一山を運営し、毎年二月中旬より山中・近郷の山々三〇箇所に行所にて三五日間の入峰修行が行われている、相模国内では唯一行場を持つ、まさしく最大規模の修験集落であったことがわかる。

3 相模国本山派先達職と年行事

中世末期の相模国に玉灌坊という山伏が小田原にいた。『風土記稿』によれば、天文四年（一五三五）玉灌坊が泉州堺で鉄砲を購

入し北条氏綱に進上したと伝えられている。近世にいたっては玉灌坊は城下の鎮守松原明神の別当で、本山派修験聖護院末の先達職になっていた。

修験者・山伏は特定の檀那や地域単位での檀那を所有していた。特に地域的まとまりのある所有の場所を檀那場といたり、あるいは「霞」と呼んでいた。本山派の場合、霞場を国・郡に分け、先達職には一・二国を、年行事職には数郡を管理する役職として与えるような仕組みとなっていた。

玉灌坊は『風土記稿』によれば、「先達奉行職 豆相一州及武州都筑・久良岐・多摩三郡を支配す」とあるので、相模一国の先達職は勿論、かなり広範な霞場を有した先達職であった。このような先達職は聖護院門跡によって補任され、職を保證されたことによつて、聖護院門跡を頂点とした近世的な修験道、すなわち本山派・当山派といった修験道の教団化と組織統括化に繋がっていた。

なお、先達職とはあくまで支配構造上の行政事務的な職分であつて、宗教的な権威とは別な価値体系にある。例えば、本山派修験道で大先達というのは、大峰入峰の回数が四度以上の行者に対しての位階を示すことに用いられているので、先達職とは峻別する必要がある。ともあれ、相模国本山派修験は玉灌坊の先達職に統括され、その下に相模国年行事職、その下部には修験者・山伏、さらに末端

には檀那が組織化されていた。相模国本山派年行事職は、鎌倉郡片瀬村の玉蔵院、高座郡早川村の実像院、愛甲郡愛甲村宝蔵院が知られている。

一方当山の支配は如何なるものかといえ、師弟関係に規定された支配形態をとっている。本山派が「霞」という空間的地域型支配ということができれば、当山派のそれは、檀那場を統括する本山派の年行事職に比定されるべき立場の寺院は、師弟関係によつて帰属をはたす人脈型支配とでも云えよう。すなわち当山派の支配を相模国で見ると、永久寺（大和国内山）、世儀寺（伊勢国山田）、三宝院（山城国醍醐）、鳳閣寺（江戸青山）、吉祥寺（秦野市）、大覚院（伊勢原市）、大験寺（藤沢市）、灌岡寺（綾瀬市）、永神寺（三浦市）などが中心的な当山派寺院で、多くは相模国外の寺院と支配が繋がっていた。

ともあれ、このような相模一国において本山派修験の支配頂点は大先達小田原の玉灌坊であった。一山まとまりのある八菅修験にとつてこのような状態はまことに不都合なことであつたのであろう。先述したように貞享四年、八菅山修験は相模国先達職玉灌坊の末から離れ、聖護院の直末となる道を選んでいった理由はこの辺にあるように思えてならない。

4 本山派と当山派の抗争と地域社会

修験・山伏の統括は本山派と当山派の二大派によって次第に収斂していく。本山派とは京都聖護院を本山とした天台系、当山派は京都醍醐寺三寶院を本山とする真言系の教派である。この両派はそれぞれを頂点として最末端にある修験や旦那の自派への取り込みをめぐる相互の対立を激化させていったが、山岳登拝・参詣の隆盛からその利権の確保に起因していることは容易に想像できるが、その前提として両派の組織の組み立て方にそもそも競争の起点があつた。

先述したが、本山派は霞支配という地域単位での支配法、当山派は本山派とは違い師弟関係を軸に支配をおこなう袈裟筋という支配法をとっていた。すなわち両派は、配下の末端において、地域まるごとの帰属が、人的な結合による帰属が、そのどちらかで檀那場の帰属が決せられていた。こうした矛盾が進行していた社会では当然競争が生じることとなる。このような両派の支配法の違いが必ずかり合いに展開するのはまた当然の帰結にあつた。

慶長十八年（一六一三）徳川家康は駿府において両者の対立に終止符を打つべく裁決をおこなった。所謂「修験法度」である。この法度には全国に散在する修験者及び修験霊場は、聖護院を本山とする本山派、醍醐寺三寶院を本山とする当山派にそれぞれ帰属し今後

は互いにこれを侵さないこと、加えて従前本山派から当山派修験に課せられた役銭徴収の禁止を命じた。両派の争いは、そもそも本山派年行事識が当山派から七五三祓の役銭を徴収できるとする根拠をめくり、当山派からこれを不当とする訴えによって家康の裁定がおこなわれたものだが、優勢であった本山派の活動に対しこれを削減させて両派の均衡を保つという家康の遠謀があつたと言われている。

ところで、この慶長の「修験法度」によって両派の対立は氷塊したのではない。相模の地域をも巻き込んでその後、幾たびか両派の争論が展開されている。

例えば、寛文八年（一六六八）「條々」が老中・寺社奉行連名によって出されている。この内容を見ると、慶長十八年の「修験法度」を再確認しているとともに、本山派の新規年行事職の禁止、本山・当山両派は互いに同行者の争奪の禁を定めている。このような「條々」が定められた背景には、本山・当山両派の対立が当然予測され、「修験法度」に立ち返った再確認がおこなわれた結果とみられるのである。

元禄十年（一六九七）三月には小田原玉灌坊と配下の諸年行事から公儀へ訴状が出された。訴訟相手は、猿（ケ）島本立寺（厚木市・日蓮宗）・今井本久寺（小田原市・日蓮宗）・荻野海（ノ戒）善寺（厚

木市・日蓮宗）・古沢本性（照）寺（厚木市・日蓮宗）・座間田蔵寺（座間市・不明）・依知妙傳寺（厚木市・日蓮宗）・下和田真福寺（大和市・古義真言宗）・国分国分寺（海老名市・古義真言宗）・厚木東光寺（厚木市・古義真言宗）・原宿庚申坊（城山町・不明）の十ヶ寺であった。この十ヶ寺は古義真言宗と日蓮宗寺院である。

玉灌坊配下の相模国年行事職たちは、伊勢熊野社参の七五三祓地祭・郷辻切の七五三祓などを職分として勤めてきているが、他宗では年行事職と同様な勤めをおこなっていて、まさしく本山派修験と同様であるので、ここを霊場としている修験達は甚だ迷惑しているとの訴願であった。ここに示されるのは年行事職が幕府から公認されているとの建前で、これに基づいて諸宗を排斥せんとする本山派玉灌坊の動きである。しかし、とくに真言宗及び本山派側から反対に玉灌坊が訴えられることになる。即ち、慶長十八年の「修験法度」は両派の併存を認めたものであることを根拠にされ、法度に従い玉灌坊側の敗訴となっていた。

このように元禄期にいたっても未だ当山派をはじめ諸宗との対立が繰り返されていた。ただ、ここで注目しておきたいのは真言宗寺院や日蓮宗寺院と本山派修験との対立があったことである。真言宗にしろ日蓮宗にしろ、修験と極めて近い宗教的な行為を行っていたことと深く関わっていたこと。

近世における諸宗は祈禱行為をごく一般的におこなっていた。七五三祓や釜祓・辻切祓など民俗的な呪術儀礼はどの村落においてもおいに需要があったものである。この需要に応じるのは、なにも本山派修験だけではなかった。真言宗でも日蓮宗でも人々の欲求に応じた祈禱や呪術が行われていたからこそ、このような争論が繰り返されたのである。

このように争論を通して修験の活動を見てくると、人々の欲求というものをベースにした宗教活動のあり方と宗派の如何に関わらずその活動の同質性を看取できよう。また逆に言えば、修験のおこなっていた活動は諸宗に比べ独占的、特徴的なものでなかったと云えるかもしれない。しかし、前近代において修験の果たした役割は人々の生活と密着した身近な宗教であった点にある。その詳細は別項に述べられようが、特に病気や安産などの場面においてその期待に応じたことが人々に支持された所以である。

（鈴木 良明／神奈川県立歴史博物館専門学芸員）

5 八菅山の修験者とその修行

八菅修験の回峰修行 『風土記稿』に「国峰灌頂堂回峯修行所三十及七宿是毛行所ナリ第一番ニテ禅定宿ト号ス」とあるように八菅山版木絵図にも灌頂堂が描かれている。この国峰回峯修行とは、「山中の修験毎歳二月中旬より山中及近郷の山々三十箇所の行所にて三十五日の間入峰修行す、故に當山に限りて大峰入の行法に及ばず、これ役小・よりの旧例と云、其余年中の修法若干あり」と記されたものである。国峰回峯修行が行われなくなったのは、八菅の修験者が「復飾改名願」を提出した慶応四年頃と考えられるが、柄澤行雄氏によれば「現参度数帳」から明治四年までに計十七人が最低一回以上の峰入を行っていたのだという。

また、「大法会施入簿」(【寄託資料一覽】冊20、以下【一覽】と記す)は、役行者一千二百遠忌に当たる明治二十六年の大法会において光善院が発行したのだが、そこには「火生護摩大法会」「暮目大法会」と並んで「国峯修行」が次のように記されている。「諸方信者家内安全息災延命諸願満足ノ為メ 本年三月廿二日正午十二時鷲尾山ニ於テ大法会執行 悪摩消除養蚕豊熟ノ為メ 本

年三月廿三日正午十二時華嚴山蚕種石經石両峯ニ於テ修行 但シ信徒及び有志同伴参拜ヲ許ス」とある。蚕種石があるのは八番華嚴嶽(經石嶽)で、「一般には八菅山の西面一体が華嚴山と呼ばれていたよつである」と福島邦夫氏がいうように「ここでも經石嶽経ヶ嶽の名はでてこない。また、行場としてはその名があがっていない鷲尾山で修行をしているが、或いは不明となっている六番山神がこの地にあるのかも知れない。いずれにせよ、この頃までは回峰修行が完全に消滅してはいなかったよつである。

『風土記稿』と福島邦夫氏の「八菅修験の儀礼」、矢後忠良氏の御教示から、行所名、村などを表にしてみた。

修験者が峰入の際に用いた標識を「碑伝」というが、山中の木々の一片に峰入り年月日などを書きとめてその証としたものである。碑伝には、行者の姓名、峰入年月日、峰入度数



を記し、峰中の宿に立てられた。碑伝には円木碑伝、角碑伝、板碑伝とがあり、円木碑伝は、自然木の正面を削ったもの、角碑伝とは標柱頭部を三角形に削って、その下に二条の線刻を施したものである。写真は、今回展示資料として借用した嘉永五年、天保十四年、文久三年の碑伝は板碑伝だが、八音神社本殿の床材として使われていたのが今春の修理中に発見されたものである。なお、愛川町の指定文化財となっている正応四（一二九二）年、天文二十一（一五五二）年の古い碑伝は円木碑伝である。

天保十二（一八四一）年、八音山登拝を行った聖護院門跡・雄仁の碑伝も円木碑伝である。雄仁は、歴代最後の聖護院門跡で、伏見宮貞敬親王の子として文政四年（一八二二）に生れ、光格天皇の養



子となり、天保九年（一八三八）に熊野三山及新熊野検校となる。翌同十年に奥駈け等

七十五日の入峰修行を行った。

嘉永二年（一八四九）の神変大菩薩千五百十回勸会の導師をつとめた。明治元年に還俗、修験管領の宮となるが名称のみで、同年四十八歳で没している。

修行者の装束 ここで、修験者が修行中に用いる衣装、用具についてみてみよう。まず頭につける「兎巾とぎん」だが、これは大日如来の宝冠を意味し、不動明王の種子カーンが黒いことから黒色であるという。「結袈裟ゆけいさ」とは九条袈裟を修行に便利なように簡略化したものであるが、九は九界を表わし、それを行者が身に着けることにより十界（地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天行、声聞行、縁覚行、菩薩行、仏）となるのだという。「走繩はじりなわ」とは、腰につける赤色の麻のより綱で、修行者の無明を縛する不動の宝素ほうすくを意味する。また、入峰回数によって長さに差がある。「法螺ほひ」は、修験者が読経・合図・指令などの際に吹く貝のこと。吹き方・回数は入宿、駈合、案内、返答などで異なる。法螺につけられた紐は螺緒かいのおといい、修行者の膺の緒を意味している。このように、修験者の衣装にはそれぞれ意味があり、「山伏問答」でその意味を問われ、それで流派の確認を行ったりするのである。

（大野 一郎／厚木市郷土資料館学芸員）

番号	行 場 名	村	備 考
1	禅 定 宿	八菅村	
2	幣 山	角田村	
3	館 山	角田・上荻野両村境	
4	平 山(多和宿)	田代村	
5	塩 川(平地宿)	半原・田代村境	
6	宝珠嶽(ボウズヤマ)	田代村	<small>ちこばか</small> 児墓と伝える河原石がある
7	山 神	田代村	場所不明
8	華巖嶽(経石嶽)	上荻野・煤ヶ谷村境	経ヶ岳と考えられる。小名拝参所より真西になる山。
9	華 巖 山	上荻野・煤ヶ谷村境	
10	寺 の 宿	煤ヶ谷村華巖山中	<small>おろんだう</small> 法論堂に宿という屋号の家がある。
11	佛 生 寺	煤ヶ谷村	
12	越 ノ 宿	煤ヶ谷村	
13	不 動 窟(<small>ちこどめそのち</small> 児留園地宿)	煤ヶ谷村	村寄進の不動像がある
14	五 大 尊 嶽	煤ヶ谷村	
15	児 ケ 墓	煤ヶ谷村	
16	金剛童子嶽	煤ヶ谷村	
17	釈 迦 嶽	煤ヶ谷村	
18	阿 弥 陀	煤ヶ谷村	
19	妙 法 嶽		
20	大 日 嶽		
21	不 動 嶽	(七沢村・札カシ)	
22	聖 天 嶽	(七沢村・仙人岩)	
23	涅槃嶽		
24	金 色 嶽	(七沢村・お釜弁天)	
25	(十一面嶽)		
26	千 手 嶽		
27	空 鉢 嶽(尾高宿)		
28	明 星 嶽		
29	大山寺本宮雨降山	大住郡大山	
30	大山寺白山不動	大住郡大山	

あつぎの修験

1 あつぎの修験寺院、修験者たち

厚木の修験寺院 渡辺華山が厚木の修験寺院の一つ、熊野堂について次のように記している。

「厚木の町の長さ十八丁、上三四丁は巨商並び、いとこぎはつく、それより下つかたは、人の行ききまもまれらなり。ちまたの終りに大きやかなる森あり。これを熊野森とて此里にふるく名おえる宮居なり。別当は熊野堂と称えし正(聖)護院末流にて、いつのころより此地に至るをしらす、「游相日記」

『新編相模国風土記稿』(以下、『風土記稿』と記す)に掲載された厚木市域の修験寺院は、この熊野堂を含め、表に記した十三寺院である。表には『厚木市史 近世資料編(1)



社寺』(以下、『市史』と記す)の資料掲載頁を記したが、温水の清宝院、下荻野の学禪院については関連する資料が見つかっていないため掲載されていない。

十三寺院の本末関係をみると、熊野堂と同様の本山派が八、当山派が五である。本山派のうち熊野堂、一重院は聖護院の直末であり、二寺を除くすべてが玉灌坊配下となっている。ただし、大鏡院は『風土記稿』によれば「本山派 玉灌坊配下」となっているが、『市史』二七七頁の資料においては「武蔵国豊島郡東大久保村 大聖院(本山修験)触下」とある。この大聖院は、明治五年の修験道廃止令布告以降、天台宗寺門元修験取締となる寺院であり、荻野の光善院も届出を行っていることが「御用留」(【一覽】冊12)にある。

玉灌坊とは「松原神社別当、本山修験聖護院宮末、先達奉行職なり、豆相一州及び武州都筑久良岐多摩三郡を支配す」と『風土記稿』にあるように、大住郡、高座郡を中心に四十三ヶ寺院の末寺を抱える地域の本山派修験の中心的な存在であった。

この玉灌坊は、先の『游相日記』にも、玉灌房(坊)ノ事 回国雜記二出。今小田原小唄ニ 宮ノ小路ノ玉灌房ハ 親ノ代カラ玉灌房テ 親ガ玉灌房ナラ子ガ玉灌房ト ソレガ出来ズバ酒ノマシャンセ」と

記されている。華山は「此坊（熊野堂）も酔ふて舞」ったといい、その際に伝えられたものと思われるが、小唄にも歌われるほど著名な修験寺院であった。「この愉快な坊主は、快旭阿闍梨」である。高瀬慎吾氏は記しているが、『市史』及び『厚木市史史料集（二）』の熊野堂の項にその名はない。

一方、当山派は大覚坊（伊勢原）配下が二、鳳閣寺（江戸青山、触下、配下）が二、世儀寺（伊勢山田）末が一と、少数派の上、本山を異にしている。本山派修験が聖護院と玉瀧坊の支配に集約されるのに対して、当山派では醍醐三宝院の直末は少なく複雑で、小規模ながらも配下を置く寺院坊が少なくない。鈴木良明氏によれば、このような本末関係は、その活動のあり方と深く関わっているものと思われる」といふ。

周辺の修験寺院 市内の状況を見ると、依知地区には修験寺院がほとんどみられない。これは上依知村の赤城社、関口村の御嶽社、山際村の第六天社（現山際神社）などの鎮守が磯部村仏像院（相模原市、本山派 玉瀧坊触下）の持であるように、相模川を隔てた高座郡の修験寺院との結びつきのためと思われる。特に、上依知村では稲荷、神明社、社宮司社、御嶽社、山王社など村内のすべての小

郡名	村名	寺院名	派 本末	備考	市史掲載頁
愛甲郡	愛甲村	宝蔵院	本山派 玉瀧坊配下	村鎮守熊野社別当	207
愛甲郡	温水村	清宝院	当山派 大覚坊配下	春日社守衛	
愛甲郡	下荻野村	量宝院	本山派 玉瀧坊配下		743
愛甲郡	下荻野村	光善院	本山派 玉瀧坊配下		746
愛甲郡	下荻野村	学禅院	当山派 大覚坊配下		
愛甲郡	金田村	神禅院	当山派 世儀寺末	村鎮守船来四明神社別当	388
愛甲郡	厚木村	熊野堂	本山派 聖護院末	熊野三社別当	99
愛甲郡	戸室村	安楽院	当山派 鳳閣寺触下	村鎮守子神社別当	125
愛甲郡	妻田村	教福院	当山派 鳳閣寺配下	村鎮守柳明神社別当	506
愛甲郡	小野村	大鏡院	本山派 玉瀧坊配下	村鎮守閑香明神社別当	277
愛甲郡	小野村	宮野院	本山派 玉瀧坊配下	小野明神社別当	278
愛甲郡	飯山村	龍蔵院	本山派 玉瀧坊配下	村鎮守龍蔵権現社別当	606
大住郡	酒井村	一重院	本山派 聖護院末	村鎮守飯出明神社別当	46

祠が仏像院の持であり、その関係は深い。また、弁天社は仏像院当麻村明達院（相模原市、本山派 玉瀧坊配下）両院の持である。

「地の神さまである」と伝えられ、春秋の社日に祀られる地神など地域の祭祀に修験者がかわることも多い。市域に伝わる地神の掛軸からは石田村鏡智院（伊勢原市、当山派 鳳閣寺配下）など周辺の修験寺院の名もみられ、厚木市域の村との関係を推測することができる。もちろん、温水村の清宝院など厚木市域の修験寺院が発行した地神の掛軸も残されている。

河辺十一坊 河辺十一坊とは、『市史』（六一四頁）によると、「愛甲郡・高座郡のうち、玉瀧坊配下の十一寺院」のことを意味しており、正徳四年（一七一四）の「河辺十一坊訴状」では下表の修験寺院をさす。

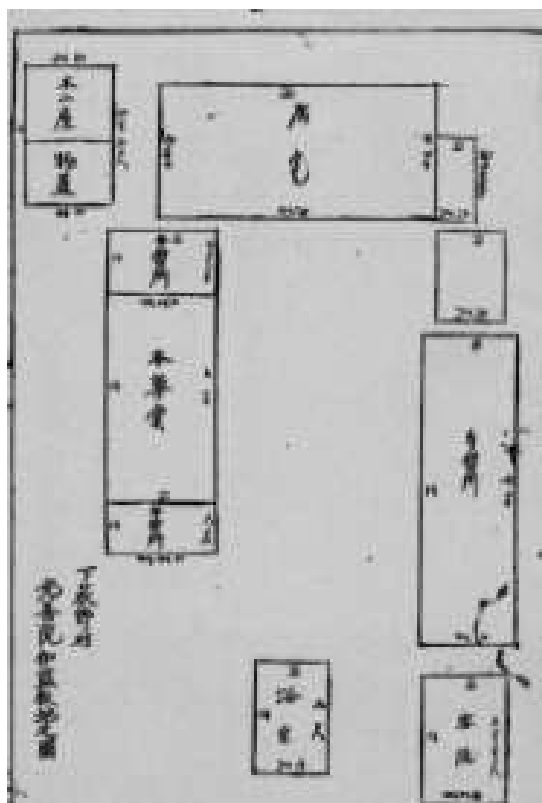
寛文三年（一六六三）の「河辺十一坊修験玉瀧坊支配につき申し渡し」（『市史』六〇六頁）は、これら十一坊が玉瀧坊の管下に編入されたことを示している。そして、元禄十年（一六九七）頃の「玉瀧坊無住のため相州国内修験熊野堂へ仰付られ候につき申し渡し」（『市史』一〇〇頁）では、無住になった玉瀧坊に代わって相州中郡、西郡、高座郡、津久井郡の修験寺院の公私一切の沙汰が河辺十一坊の一つ熊野堂に任せられたことが分かる。

郡名	村名	寺院名	派本末	備考
愛甲郡	飯山村	龍蔵院	本山派 玉瀧坊配下	村鎮守龍蔵権現社別当
愛甲郡	小野村	大鏡院	本山派 玉瀧坊配下	村鎮守閑香明神社別当
愛甲郡	小野村	宮野院	本山派 玉瀧坊配下	小野明神社別当
高座郡	恩馬村 (杉窪村)	泉蔵院	本山派 玉瀧坊配下	恩馬郷四村鎮守豊受皇太神宮別当
高座郡	恩馬村	宝勝院	本山派 玉瀧坊配下	(「風土記稿」未掲載)
高座郡	早川村	実像院	本山派 聖護院末	村鎮守五社明神社別当
高座郡	早川村	教覚院	本山派 玉瀧坊配下	
高座郡	今泉村	経蔵院	本山派 玉瀧坊配下	
高座郡	座間村	大坊	本山派 玉瀧坊配下	
高座郡	新田村	寿命院	本山派 玉瀧坊配下	村鎮守諏訪社別当
高座郡	磯部村	仏像院	本山派 玉瀧坊触下	村鎮守八幡社別当

2 光善院と量宝院

ここでは、光善院、量宝院のプロフィールを『市史』の記述から紹介した後、光善院の残した文書資料の中から、印信・伝法の証書（口訣）（口伝の証）、神仏儒にわたる各種の教義書、他の資料をみながら、厚木の修験者の活動を追ってみよう。

光善院について 開基は浄慶（元仁元年 一二二四・九月没）。本尊は不動明王である。図は「御用留」【一覽】冊12（）に記さ



れた「光善院伽藍敷地之図」だが、図右手には別棟で七間×三間の手習所がある他、「本尊堂」の左右のスペースも手習所として充てられており、手広く寺子屋稼業を行っていたことがうかがわれる。もう一つの図は、光善院が管理する子合地感堂の境内図で、本堂に拜殿と考えられる「迎拜」と記された場所があったり、石造物が書き込んであったりと興味深い。

所在	下荻野字子合	山号	子合山安産寺
宗派	本山修験	本寺	玉灌坊（小田原市）
開山	浄慶	開基	浄慶
本尊	不動明王		

開山	正大三僧儀権大僧都浄慶法印	元仁元年九月七日
二	正大一僧儀権大僧都禎曾法印	文龜三年二月二十三日
三	正大一僧儀権大僧都惠海法印	永祿二年七月十六日
四	正大一僧儀権大僧都雲海法印	承応元年十一月二十九日
五	権大僧都慶活法印	寛文九年十月二十日
六	正大一僧儀権大僧都慶誉法印	宝永三年一月二十四日

七 権大僧都慶山法印 元禄五年三月二十一日

八 権大僧都慶雲法印 延享元年六月二十四日

九 権大僧都慶岩法印 宝暦十二年十一月二十一日

十 浄賢 光善院の分家として開山しており、本尊は不動明王である。
量宝院は、明治三年（一八七〇）に退転廟を荻野山中御役所に提出している。

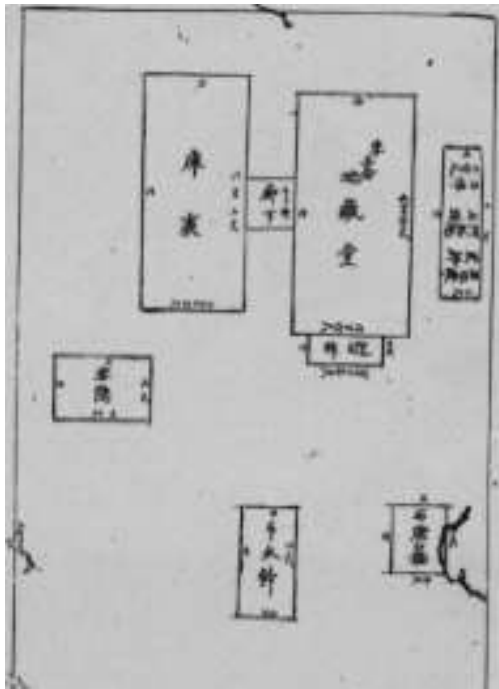
十一 慶善優婆塞 安永九年三月二日

十二 剛盤

十三 権大僧都賢永法印 天保十一年三月五日

十四 権大僧都阿闍梨法印賢弘 明治十年十一月十五日

十五 千葉賢秀



量宝院 開山開基は浄雪(寛文二年 一三三四・十一月没)。

光善院の分家として開山しており、本尊は不動明王である。

出している。

所在 下荻野字子合 山号 子合山王寺

宗派 本山修験 本寺 玉灌坊(小田原市)

開山 浄雪 開基 浄雪

本尊 不動明王 備考 廃寺

開山 正天一僧儀権大僧都浄雪法印 寛文二年十一月二十六日

二 正天一僧儀権大僧都浄誉 享保十五年四月十八日

三 権大僧都浄山法印 元禄五年五月二十七日

四 伝法阿遮梨大僧都浄賢法印 明和八年五月二十五日

五 権律師宗順優婆塞

本山玉灌坊と本山聖護院 「厚木の修験寺院」でふれたように厚

木の本山派修験は二ヶ寺を除き、小田原玉瀧坊の末となっている。

【資料一、二】(状2、3)は、玉瀧坊霞下である光善院、量宝院がそれぞれ金貳朱、金貳百疋を森御殿つまり聖護院へ納めたことを証するものである。光善院は、その分家である量宝院と金額に差をつけている。発給人の「森御殿御役所」とは、京都聖護院の部署名だが、門跡寺院である聖護院は、皇族、貴族が出家して任職にくとという、権威的地位にある寺院である。

また、本山聖護院から発給される補任状の裏書にも、光善院が玉瀧坊の霞下にあることが記されている。

【資料一】

玉瀧坊霞下

相州愛甲郡荻野村

(割印)

印 一 御香奠金貳百疋

量宝院

右相納畢

森御殿

寛政十一年未二月

御役所 印

【資料二】

玉瀧坊霞下

相州愛甲郡荻野村

(割印)

印 一 御香奠金貳朱

光善院

右相納畢

森御殿

寛政十一年未二月

御役所 印

灌頂と補任 以下の資料は修験者としてのさまざま資格を得

た証である印可状、補任状などの印信である。

「灌頂」とは、もともとインドの皇帝即位式であったが、密教では如来の五智を表す五瓶の水で弟子の頂に注ぎ、仏種の断たぬようにすることを表す。本山派修験では峰中灌頂が行われていた。

【資料三】(免状1)は、光善院十世の浄賢が、宝曆五(一七五

五)年に早川山教覚院(綾瀬市)の法場にて泰山法印より灌頂を受けたことを示すものである。「修験道相承血脈」(一)【一覽】印信(2)も浄賢が、早川山寛暎法印から授与されたことを示している。

【資料二】

(包紙)

「
受与

印可一通

浄賢

」

神祇伝法印可

夫三部都法大峰仏頂神仏融

通灌頂伝法之一大事所師資相

承而仰者崇神明不測伏者知

宗理義則矣于時不肖侍座早川山

教覚院之法場受神祇灌頂之

職位然る伝々受々之依為秘

事而直蒙師命汝授此密

系敢莫疎慢全不可有子細

条仍而許可如件

授与

宝曆五乙亥天

浄賢僧都

十月法吉日

伝法阿遮梨泰山法印

示之

【資料四〇十二】(免状2710)は、光善院十三世賢永から十五世賢秀までの補任状である。「二」に出ている「院号」とは、修験道では広く修験者の法号、寺院の号として用いられたという。本山派の階位は、大峯入峰の度数に応じて与えられていたが、院号は「坊号」より一つ上の階位である。本山派の補任には、官位以外にも派内の法式として坊号、院号、桃地結袈裟、一僧祇、二僧祇、三僧祇、貝緒の諸補任や金襴地結袈裟、白地金襴地結袈裟などの諸補任があった。

【資料四】(免状2)のように、権大僧都・法印、院号・坊号などの補任は、熊野三山検校である聖護院門跡の御気色により、熊野三山奉行(若王子)の仰せと本寺の裏書、印によつて若王子執事から発給された。

これに対し【資料九】(免状8)のような金襴地結袈裟の補任は、聖護院の御気色をつけて聖護院坊官が、補任される山伏の本寺である若王子や住心院の裏書を求めて執達されるものであった。いずれにせよ、このような補任を受けていない者は、山伏として認められないのであり、身分を維持するた

めにも必要なものであった。ただし、官位などの補任には官
金上納が必要であり、また入峰修行を行った上での補任が条
件であった。

【資料四】

(包紙)

「
量宝院賢永」

権大僧都御免之事

被聞召訖不可有子細旨

検校宮 依御気色

三山奉行若王子御房所被

仰出也仍執達如件

(印)

寛政十一年三月五日

法橋淳心(花押)

相州愛甲郡荻野村

量宝院賢永

(裏書)

「相模国小田原大先達玉灌坊依為

令加裏書者也

秀賢 印

(割印)

印

【資料五】

(包紙)

「
量宝院賢永」

院号 御免之事

被聞召訖不可有子細旨

検校宮依御気色

三山奉行若王子御房所被

仰出也仍執達如件

(印)

寛政十一年三月五日

法橋淳心(花押)

相州愛宕郡荻野村

量宝院賢永

寛政十一年三月五日

法橋淳心(花押)

(印)

相州愛宕郡荻野村

量宝院賢永

(裏書)

「相模国小田原大先達玉灌坊依
為霞下令加裏書者也

(裏書)

秀賢 印

「相模国小田原大先達玉灌坊
依為霞下令加裏書者也

秀賢 印

(割印)
印

(割印)

印

┌

【資料六】

(包紙)

「 量宝院賢永

┌

【資料七】

(包紙)

「院号仮補任

一通」

桃地結袈裟御免之事

被聞召訖不可有子細旨

檢校宮依御気色

三山奉行若王子御房所被

仰出也仍執達如件

仮補任之事

一院号令免許候畢

申登罷下次第

御補任可相渡者也

先達

天保四年巳九月

珍寿

印

相州審甲郡

荻野村

光善院賢弘

權大僧都御免之事

被聞石訖不可有子細旨

檢校宮依御気色

三山奉行若王子御房所被

仰出也仍執達如件

(印)

天保10年七月廿日

法眼秀孝(花押)

法橋秀賀(花押)

相州審甲郡荻野村

光善院賢弘

┌

(裏書)

「相州足柄下郡小田原普大參仕正大先達玉瀧坊依為霞令加裏書者也

天保十亥十一月

珍寿 印

(割印)

印

【資料八】

(包紙)

相州審甲郡荻野村

光善院賢弘

┌

(印)

黄色衣着用之事雖不容易

任懇望被免許訖弥可励入峰

修行抽奉公忠勤之旨依

三山檢校宮殿命執達如件

法印源秀(花押)

天保十年七月十八日

聖護院宮御氣色執達如件

法印祐文(花押)

法印源秀(花押)

法印源乙(花押)

法印祐文(花押)

天保十年七月十八日

相州薮田郡荻野村

光善院賢弘

法印源乙(花押)

相州薮田郡荻野村

光善院賢弘

(裏書)

「相州足柄下郡小田原普大參仕正大先達玉瀧坊依為霞令加裏書者也

天保十亥十一月

珍寿

印

(裏書)

「相州足柄下郡小田原普大參仕正大先達玉瀧坊依為霞令加裏書者也

天保十亥十一月

珍寿

印

【資料九】

(包紙)

「相州薮田郡荻野村

光善院賢弘

印

金襴地結袈裟之事

被免許之旨依

【資料十】

(包紙)

「光善院賢弘

院 号御免之事

被聞召訖不可有子細旨

檢校宮依御氣色

三山奉行若王子御房所被

仰出也仍執達如件

印

【資料十一】

(包紙)

光善院賢弘

法眼秀孝(花押)

件 印御免之事

天保十年七月廿日

被聞召訖不可有子細旨

法橋秀賀(花押)

檢校宮依御氣色

三山奉行若王子御房所被

仰出也仍執達如件

相州愛甲郡荻野村

光善院賢弘

法眼秀孝(花押)

天保十年七月廿日

法橋秀賀(花押)

(裏書)

「相州足柄下郡小田原普大參仕正大先達玉滝坊依為
霞令加裏書者也

天保十亥十一月

珍寿 印

相州愛甲郡荻野村

(割印)

(裏書)

「相州足柄下郡小田原普大參仕玉滝坊依為霞令加裏書者也

天保十亥十一月

珍寿

印

(割印)

天台寺門宗と光善院退転

【資料十二】(免状¹¹)は、明治三十

三年(一九〇〇)に天台宗寺門派の長吏大僧正山科祐から発行されたものである。「御用留」(【一覽】冊12)によれば光善院第十

五世賢秀は、明治二十四年(一八九一)に天台宗寺門派の神奈川県

一派副管事を命ぜられているが、修験道廃止令が布告された翌明治

六年(一八七四)には【資料十二】(冊12)のように天台宗寺門

派へ帰入している。光善院は、ここで一派副管事として【資料十四】

(冊12)のように寺門宗管下の寺院より「法資金」の集金を行っ

ていたよつである。これらの寺院は、いずれも大住郡、足柄下郡辺

りの修験寺院であつたが、規模によるものなのか納める額も寺によ

つて差が設けてあるなど、当時の寺院動向がうかがわれて興味深い。

【資料十二】では、千葉賢秀の願いによつてその任を免ぜられて

いる。明治以降も安産寺の寺院経営によつて活動を続けていた賢秀だが、或いはこの願いを以つて実質的な光善院の退転と考えてもよいのかも知れない。

【資料十二】

「少講師千葉賢秀

依願神奈川県下副管事ヲ免

明治三十三年七月五日

長吏大僧正山科祐玉

【資料十二】

「記

先般修験道廃止被 仰出候ニ付而者天台宗寺門元修験取

締東京大久保大聖院ヨリ別紙之通リ申来リ候ニ付本宗ニ歸入仕度

候ニ付此段以書付御届申上候以上

明治六年二月十二日

相州愛甲郡荻野村

光善院住職

千葉 賢秀

副戸長

内田 弥平

戸長

野口 孝太

別紙

先般修験道廃止被 仰出候ニ付 聖護院役者中出京ニ而寺門管長御方ニ依頼之上自今天台宗寺門派ト称度旨 御願立ニ相成候処今般前御布告之通り被 仰出候ニ付本山修験一派之儀者 今后天台宗寺門派ト可称候尚諸事心得方筋之儀通々可布達候得共不取敢此段申達候也

但即令難心得義者富法務所工可問合候也

天台宗元修験取締

明治五_十年九月廿六日

大聖院 印

海合院 印

【資料十四】

記

荻野村(厚木市)

一金三拾七銭

光善院分

一金三拾七銭五厘

城入院分

堀山下(秦野市)

松田村(松田町)

一金三拾銭

大蔵院分

金三拾銭

量覚院分

大窪村(小田原市)

千代村(小田原市)

曾我谷津(小田原市)

一金三拾七銭五厘

大楽院分

一金三拾銭

大光院分

差引残り 金壹円七拾貳銭壹

右者三拾年度諸資金後半部分上納候間御改め請取

被成下度上申候也

三十一年十月三十日

相模国愛甲郡荻野村

事務所

光善院 印

天台寺門法務局 主計課御中

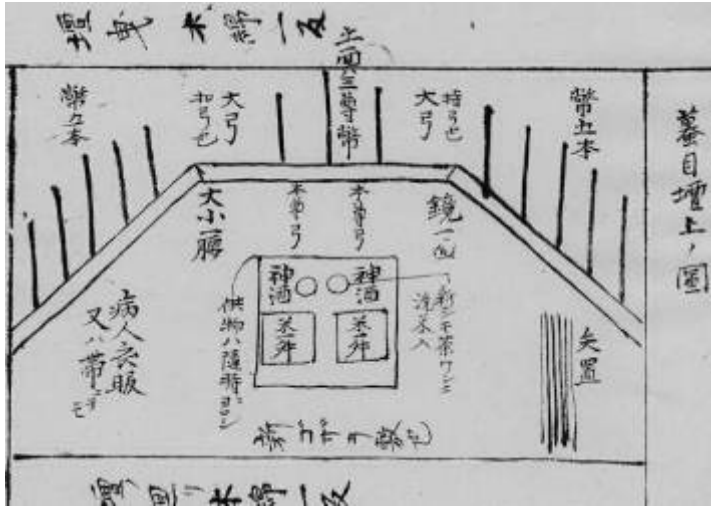
3 宗教活動

民間信仰、加持祈祷 光善院の資料には、「九字之大事」「火難遠離秘法」「疱瘡勸請記」「秘法五穀加持記」「大威徳天秘法、調伏」など五十近い教義書 印信があつた。これらの中いくつかは、すでに在地において俗信化しているものもあるかもしれない。また、これらの教義書は、一冊にまとまつたものではなく、一点一点の切紙であり、その差出人については、持宝院快諱 大和国龍門法印観弘 八菅山大先達大阿闍梨亮観など様々なところから出されたものの集積である。

予兆・禁忌・卜占・まじない等 私たちが俗信、迷信とよんでい

るものには、修験者たちが地域社会で行っていたものの民俗化されたものが多いといわれている。とすると、私たちが「俗信」とよんでいるものの出自は案外と広い範囲からのものかも知れない。

さまざまな呪法 修験者の加持祈祷、呪法などについては、宮家準氏が「修験神秘行法」の内容を十種に分類している。それによると、「朝暮勤行・諸経大事」「諸尊法」「祖師供・神祇作法」「日待・月待」「道場荘嚴・法衣・法具加持」「九字・十字・戦争」「憑きもの落とし・動物除」「治病の呪・符」「不動金縛・産生・敬愛」「葬祭関係」等、修験が行っていたといわれる多岐に渡る宗教活動が分かる。光善院が残した多くの教義書、版本などの資料は、修験寺院がどのような宗



教活動を行っていたのかを知るための好資料である。光善院において、修験道の祭祀を核としながら、一般の祈祷檀家にどのような宗教活動を展開していたかがよく分かるからである。

【資料十五】(印信10)「先護身法如常」は、弘化二年(一八四六)に大和国(奈良県)に於いて龍門法印観弘から、八菅山光寛養院亮観と光善院第十五世賢秀に授与されたものである。

「荒神法」から始まり、「轉法輪」「十八道」「暮目修法」等について具体的に記されている。写真は「暮目壇上ノ図」(【一覽】印信23)であり、暮目修法に必要な道具立てが記されている。「病人衣服又八帶ヲラク」とあり、病氣治しの修法と思われる。

【資料十五】

「先護身法如常 衆僧誦経如常 経八随意

導師

次 荒神法 六卯ニテモ八卯ニテモ又八三卯ニテモ何レ荒神供ヲ修スベシ

此ノ箋總テ大法ヲ修ス時八荒神供ヲ修サザレバ

ビナヤカ障擬ヲナシテ大成就シガタシト云 師ノ口伝

次 轉法輪 卯明 左轉七遍当道場ヲ結界シテ

悪魔ヲ退除スベシ

前眞斗リ机ノ上ニカザリテヨシ

次 十八道記 如常修行シ敬白ノ文ニ至リテ

念珠独結壇上ノ矢一束取リソヘテ敬白ノ文ヲ誦ベシ左ニ座

射ベキ分ノ矢ヲ文ヲ讀ウチトリカヘトリカヘ持チ讀メリ

次ニ衆僧読経ノ終リ次第十八道八見斗ライニ修スベシ

衆僧心経ヲ始ル時ヨリ曇目ノ切紙ヲ開テ次第ノ如ク

修スナリ是ノ時八又衆僧ノ方ニテ見ハカライ曇目ノ

次第修シ終ル迄心経薬師修シ終リ切紙ヲ サニ

包ミ念珠独結ヲ上ニ置テ立テ本尊ヲトル頃ヨリ

ギヤテイギヤテイ始ムベシ尤薬師立テヲトル前ニ至リテ

篠カケノツユヲ上ケベシ

次 本尊ヲ取リ是持ナガラニ礼シ 此時一座分ノ矢腰ニハサムベ

シアリモトヘシツカ

リトサスナリ

次 左手ニ大弓右ニ矢ノ中ゴロノ処ヲ一束トリテ矢先キヲ向ヘ

出ス

各々左右ノ腰ニ按シ左弓ノ上ニ矢先キヲ交エ弓矢ノ

先キノ方少シ上ケテヨシ

次 道場ノ廣狭見斗ライニ足又ハ八五足モ去リテ

両足揃テ立

次 弓ノ先ニテ切紙ノ通り文字ヲ書テ是ヲフマエテ立

日躰月躰觀想切紙ノ如シ夫ヨリ矢シリニテ

弓ヲタタキナガラ足ヲフミカヘフミカヘ壇前ニ進ムナノ

七足、、、、進ミテ 但シ壇前ニ立テ 弓ヲタタキナガラ迷故ニ

界ノ文又ハ般若ノ謁等ヲ微音ニ唱ヘヲワリテ又アトヘスザ

リ五、、、、進ム都合

七五三ト同断 尤男女ノ別アリ切紙ノ如シ

次 道場へ申ヨ三鬼明王ノ札五方へハリオクナリ 道場固メヲ射ルコト五方切

紙ノ如シ尤射ル時ニ

秘歌ヲ切り声ニテ他人ニ聞ワカラヌヨウニ唱フベシ尤

是時法螺ヲ吹テ吉矢ヲ放シテスグニ弓ヲタタキ迷故ニ界

尤矢ニ弓ヲツガヘル時腰ノ矢ヲ一本又キテ一束ニスベシ

矢ヲ放ス時右ノ手ノ矢一本ニナラザル様ニスベシ一束ツツ

不絶持ナリ射終リテ

次 本尊ノ前ニカイツクバイ一礼

次 本尊弓大弓等壇上工本ノ如ク置ナリ次ニ

已上

心經小念誦ニテ休足スルナリ

夫暮目ノ法ハモト仏家ノモノニアラス

次 病人ヲ北枕ニ子サセ修法八暮目ノ次第斗リニテ

武家ノモノナルヲ何レノ頃誰レ人カ仏家ニモ

前ノ如ク觀想等終リテ七五ニ足フミ如前夫ヨリ

伝授シ來ル仍テ之印相ノ沙汰ナシ去リナガラ今

病人ノ四方ヲ切り紙ノ如ク廻リテ射ル中央ノ矢ヲ射ル時

当院ニテ修スル次第右ノ如シ尤山内ニテ伝授

矢ハツヲカケルケシキヲ見セテ手ノ内ニテハズシテカケズ

シ置モノモ有之下モ荒神供轉法輪等

口伝ナリ

他伝アルベカラズ一子相伝也他人工伝授スルニ其ノ

左足ヲ病人ノ腰又ハ腹ニシツカリト踏ツケ

心得ニテ伝授アルベキ也右切り紙ト引合セトクト

矢シリヲ病人ノ咽ニサシアテ秘歌ヲ唱テ放ス

兩人ニテ考ヘ俗見ヨロシク工夫可然也

ケシキヲ見セルナリ弓ヲタタキナガラ迷故三界迷故三界

總テ祈願ノ節読經終リニ一字金輪 ト唱ヘテ

文ヲ唱ルコト射ル度右又同斷

後ニ仏眼ノ明 ホダロシヤニソハカトニ反心中ニ唱ルコト

射終リテ壇前ニ到リ如前一礼弓矢ヲ本ノ所工

明師ノ口伝ナリ金輪斗リニテハ功德十分ニスギテ

ヲサメ休足スルナリ 道師壇上ノ矢ヲ一束取リテ

還テ他ノ為メニ功德ヲウバワルル故ニ仏眼ノ明ヲ以

病人ノ枕ノ本ニサシヨリ問ヒヲイレル 病人輕重ニテ

夫暮目ノ法ハモト仏家ノモノニアラス

三座モ五座モ修スコト各々同斷ナリ

新變大菩薩秘則

次 結願八十八道ヲ見斗ラヒニテ吉道場ヲ射ルコト

バンチクア ウンハハカ

如前經文ハ隨意小念誦亦相州破壇

ヨリ休ミテ常之タテ祈禱ニテ退散也

又一明

ギャクギャク。役ノウバソク。ヨランギヤ。ソハカ。

右明師ニ依テ伝授ス

深秘ノ明也

一八菅山大権現社頭ノ裏ニ六ノ中ニ小宮アリ其宮ハ

先年開帳ノ時浄名居士ト云棟札ヲ入レ置ク処浄名居士ノ

因縁ワカラス巳ニ京都本山迄相尋ル処發明ナシソレユヘ

其ママ捨テ置ケリ此度師ニ仍テ相ヒ尋ルニ左ノ通り

八宗傳來集ニ云八宗ノ外ニ仏説宗四宗アリ一八比丘

二八比丘男ノ出家比丘尼三八優婆塞四八優婆夷也

比丘男ノ出家比丘尼ハ一切女ノ出家優婆塞八天竺ニテハ

浄名居士ト云吾朝聖徳太子ノ如ク妻子ヲ持チ仏怯ヲ

崇敬スル俗人ナリト云フ右書送り候開帳モ近カヨリ

候心得アルベキコト也

疫病一人留祈祷八切紙ノ外口伝ナシ

左修シ終リテ理趣分経真読シテ家内

外親族其ノ家ニ出入ノ者ヘ頂戴サスルコト口伝ナリ

外ハキリ紙ノ通り無疑念修スベシ

已上 相州

八管山

覺養院亮觀

同

子台山

光善院賢弘

右両院ト付属ス

不他見許

於大和国龍門

弘化三丙午天 法印觀弘謹誌贈ス

三月吉辰

角印 角印

稲荷と愛染寺 【資料十六】(状5)は、安政六年(一八五九)

に日本稲荷総本宮である愛染寺から発行されたものである。宛先からみて、これは祈願壇家への取次ぎではなく光善院が祀っていた稲荷のものと考えられる。なお、『市史』(二八〇頁)には嘉永元年(一八五九)に、白川神祇伯王家から小野村原田一族へ発行された「正二位稲荷大明神勸遷」が残されており、稲荷への「正一位」発行所が一つでなかったことが分かる。

【資料十六】

(翻)

子合山

(印)

正一位福寿稻荷大明神安鎮之事

右雖為本宮奧秘依格別懇願

略式修封之 嚴璽令授与之訖

礼祭永慎莫怠慢仍證書如件

日本稻荷総本宮

愛染寺

安政六己未歲

三月吉辰 舜雄(花押)

相州愛甲郡下萩野村

子合山

光善院殿

「()」稻荷「」上の印は宝珠型)

大山へ願掛けの仲介 【資料十七】 (状6)は 明治元年(一八

六八)に大山石尊大神御宝前へ出された願文である。ここでは、博打ぼうちに入れ込んだ男性が後悔、改心し、博打を止めるという願掛けを大

山に出すに当たり、光善院が取次ぎをしている。おそらく祈願檀家の男性からの依頼だと思われるが、このような活動も行っていたのである。

【資料十七】

「 奉掛御願文之事

諸仏救世者 任於大神通為悦衆生故現無量神力

右丹祈之旨趣者爰生年二十三歳之男悦感博奕之勝負

事ニ掛リ損亡シ後悔至極因茲

大山石尊神社加彼力ヲ奉之博奕禁止令成守護給工

大願成就之後者三ツ年之内謹テ奉

御宝前拜身而大恩報謝可仕者也因而願状

如件

法祈主子合山

明治元辰十一月吉辰

光善院敬白

願主千頭村百姓悦感

廿三才男性

大山

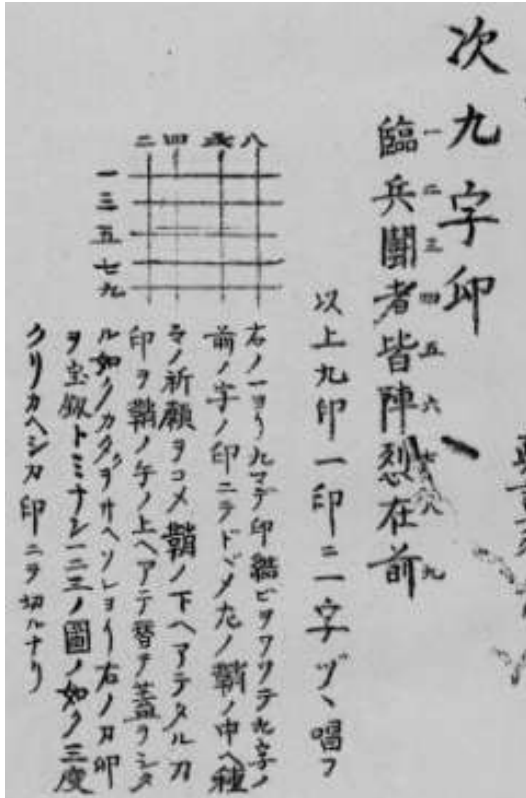
大天狗

石尊大神御宝前

小天狗

九字之大事とは 【資料十八】（印信1）は、寛政二年（一七九

〇）に権大僧都法印寛暁から光善院第十四世浄賢に授与された「九字之大事」である。九字とは「臨、兵、闘、者、皆、陣、烈、在、前」の九つの文字を唱えて行う秘術で、印を結ぶもの、刀印で横五本、縦四本に宙を切るものがあり、悪魔や邪気を積極的に祓いのけ



るものである。九字は、護身法と並んで、よく伝授されるもので、「臨める兵、闘う者、皆、陣破れて前に在り」と下し読みにして切る例もある。

写真は「星供並伝来秘法記全写」（「一覽」教義書22）にある九字印だが……鞞ノ中へ種々ノ祈願ヲコメ鞞ノ下へアテタル刀印ヲ鞞ノ手ノ上へアテ替テ蓋ヲシタル如クカタクヲサエソレヨリ右ノ刀印ヲ宝劔トミナシ一二三ノ図ノ如ク三度クリカヘシ刀印ニテ切ルナリ」とあるように、刀印についての解説である。

また、この資料では「臨」に独鈷印とくこくいんを充てているが、普賢三昧耶印ふげんさんまいいん不動根本印などを結ぶ流派もある。また、九字それぞれに本地仏ほんじぶつその文字、印の本体となる神仏があり、以下のように関連の深い神仏がペアとなっている。

「臨」 天照皇大神・毘沙門天	「兵」 八幡神・十一面観音
「闘」 春日大明神・如意輪観音	「者」 加茂大明神・不動明王
「皆」 稻荷大明神・愛染明王	「陳」 住吉大明神・聖観音
「烈」 丹生大明神・阿弥陀如来	「在」 日天子・弥勒菩薩
「前」 摩利支天・文殊菩薩	

【資料十八】

(包紙)

九字之大事

(印)

授与 浄賢

九字之大事

独古印

大金刚輪印

外獅子印

内獅子印

外縛印

内縛印

智拳印

日輪印

宝瓶印

授与

浄賢

維時

寛保第二壬戌天

八月法吉日

権大僧都法印寛暁

(印)

示之

(楕円形の印は、分銅型)

十八道護摩加行とは【資料十九】(印信3)は、天明元年(一七八一)に持宝院快諄から光善院第十三世賢永が「光明真言七種印信」を、【資料二十】(印信15)は、嘉永五年(一八五二)に八菅山大先達大阿闍梨亮観法印から光善院第十四世賢秀が授与された印信である。なお、亮観は賢秀の実兄であり二品雄仁法皇御直法弟を名乗っている。この亮観が天保十一年に、八菅山の寶喜院永寧から授与された「十八道護摩伝法加行記」(【一覽】教義書8)の内容をみてみよう。ここでは、先ず寶形印、胎金甕を廿一反(遍)して、水者是神処の神水、水者是患神の水也、千早振神代ノ水ノ水ニテ、濁リ穢レノ身ヲソ清ムル、つまり水垢離をとる。そして、壇前作法として供養した後、着座して塗香する。山王権現廿一礼、八菅山大権現廿一礼、神变大菩薩五十礼、智證大師大勇金剛廿一礼、本尊界会諸尊聖衆百八礼を行うが、此外任意ともある。そして、晨

朝 法華懺法、日中 法華經 初夜 弥陀經と読経三昧の上に三時

(梵字)

智拳印

諸真言。両部大日咒 百反、慈救咒 千反、金剛輪陀羅尼 廿一反、

孔雀明王、薬師、弥勒、佛眼、諸天、一字金輪、そして此外随意で

(梵字)

八葉印

ある。毎日鎮守を参詣する、また禁戒としては、「五辛、酒肉、他宿

遠行、雑談、音曲、淫欲、出血」以上、大変な修行であった。

于時

天明元年辛丑歳

孟秋吉辰

【資料十九】

「 光明真言七種印信

受持賢永

如来浄土变

持宝院快諄

(梵字)

拳印

示之

(梵字)

外五古印

【資料二十】

(包紙)

(梵字)

五色光印

「光明真言印信

(梵字)

宝珠印

大秘法

口イ

(梵字)

定印

光明真言印信

授与 賢永

于茲十八道加行并護摩加行即儀軌
次第尽令伝授訖抑法系者洛東
入本山之堂場奉侍

三山檢校宮雄仁法皇謹蒙
(印)

面授妣也宣知金剛頂瑜伽密義

師々相承正脈宝光明々矣猥使不器
之倫伝授者仏祖之冥罰可恐可懼

嗚呼千金莫伝故牒焉

授与

嘉永五年歲次壬子九月 賢秀

二品雄仁法皇御直法弟

八菅山

大先達大阿闍梨亮觀法印

示 印 印

木版にみる宗教活動 光善院が発行していた守札等の版木(一)【一
覽】(雜ル一)をみてみよう。光善院で行われていた加持祈祷の全体

像については、教義書だけでなく実際に信者へ与えられていた御札、御符などについてもみていかなばならない。これらを配札することによって得られる収入は、祈願檀家しかもたない修験寺院の経済に占める割合は大きかったと思われる。

光善院に残された版木は、一般的な御祈祷、息災延命等から、火難除、養蚕といった明確な目的をもったもの、法華経最勝王経、書写読誦法華経一字一石など諸経大事に関するものなど多岐にわたっている。

このうち「當威屬星密供牘」「(九曜星祈祷)」「など星供養等に関するものもみられる。光善院には、星供並伝来秘法記写全【一】【一覽】教義書(二)が伝わっている。九曜星とは、七曜に羅・計都の二星を加えたもので、陰陽道では人の生年にあてはめて、運を占ったのである。後者の資料には、年回りの悪い者に対して祈祷がなされ、祈祷後には札が渡されるが、それらの価格についても記されている。

「万燈回向念仏 荻野子合村地藏堂」(表)

「九月十日ヨリ 七日七夜佛餉袋荻野子合村地藏堂」(裏)

「(梵字) 驚風虫留加持 厄難消除息災延命」

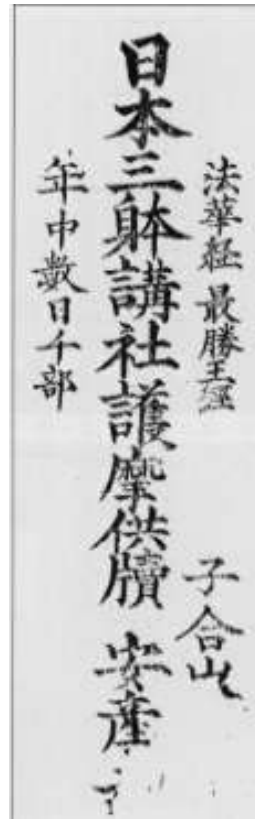
「(梵字) 御日待之札 光善院 子合山」

「火盜除 安産寺」

「寺門教会国峯霊場 蚕祈願帙 安産寺」

「日本三昧講社護摩供牘 法華經最勝王經 年中數日千部 子合山安産寺」

山安産寺」



「御祈禱護摩之札 子合山光善院」

「堂藏屬星密供牘 子合山光善院」

「如日月光明能除諸幽冥斯人行世間能滅衆生闇 奉書寫誦誦法華

經一字一石六万九千二百八十四箇滿願 子合山安産寺」

「(梵字) 奉修鎮星供除災與樂祈所」

「(梵字) 奉祈懇養養安全御守 子合山光善院」

「開運永久息災延命 淡島大明神」

「(九曜星祈禱)」

「子合地藏尊配帙 子合山安産寺」

「子合地藏尊配帙 子合山安産寺」



「右諸病灸治日 九月廿一日十一日廿一日 但四月ヨリ八月マデ

此限リニ非ズ毎日其他ノ日ヲ除ノ外四方講待ノ諸者ニ八灸治出張

ノ上ニテ施行ス 灸治所 相州荻野子合山 光善院 現住」

「相州荻野安産寺御 吉凶告示表」

「子合地藏堂建換本堂寄附勧誘簿」

4 寺院経営

日常的な活動 光善院は、寺院の経営基盤となるいわゆる「葬祭檀家」を持っていないが、何がその寺院経営を支えていたのだろうか。「光善院明細取調帳」(【一覽】冊10)によれば、光善院は祈祷や祭礼にかかわる「祈願檀家」を「百軒」、量宝院は「祈願檀家 廿軒」を有していた。『市史』(一〇一九頁)によると、その数は同じ下荻野村の天台宗知音寺が持つ葬祭檀家四十二軒と比べ約二・五倍であったという。祈願檀家であることを考慮しても、ある程度の経済基盤であったことが伺われる。

このような寺院経営を行っていた光善院ではあるが、明治初年における一連の廃仏毀釈運動、そして【資料二十一】「御用留」(冊12)にあげた明治五年(一八七二)の修験道廃止令は、大打撃と一言業以上のものをあたえた。修験寺院の多くが廃寺となっていたことはもとより、資料すらあまり残っていないことが、すべてを物語っている。その中で、光善院は当時の住職である千葉賢秀の必死の努力により、寺院として経営が成り立っていたようである。別項で述べられる講社の編成、出開帳などもその試みの一つであ

り、御御籤と思われる「相州荻野安産寺御 吉凶告示表」も寺院の一事業として考えられるものである。御籤自体、古くからあり、この告示表も内容がわからないものではあるが、人寄せ、営業の一つとして導入したのは賢秀であったのではないかと思われる。

【資料二十一】

「御布告

修験宗之儀自今被廃止本山当山羽黒派とも従来之御寺所轄ノ儘天台真言之本宗へ歸入被 仰付候條各地方官ニ於テ此旨相心得管内寺院へ可相達候事

但し将来營生之目的等無之ヲ以テ帰俗出願之向者始末具状之上

教部省可申出事

明治五年壬申九月十日

太政官

寺子屋ノ教育 光善院では寺子屋も開いており、文久元年(一八

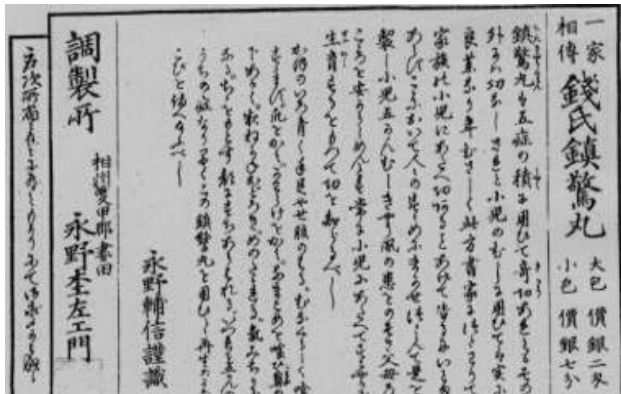
六一)の「筆子連中ニケ年出金帳」(【一覽】冊4 1)には荻野だけでなく、三田、妻田、千頭、飯山などかなり広範囲から通学してくる三八一名の筆子が記載されている。寺子屋経営は、庶民教育

への貢献という意味とともに寺院経営を支えるものでもあったはずだ。

筆子三八一名という数字は、「手習所」と記された別棟スペースだけでは収まらずに、本堂の両端にも「手習所」と記された場所がある先にみた境内図からも明らかだ。

灸治 薬販売 / 医療 修験寺院のもつ一つの顔に、医療活動がある。「**痲瘡除**」など病氣治しの呪いだけでなく、**家伝薬の販売**などの簡単な医療活動にも従事していた。

明治九年（一八七六）には「灸治療開業願」(【一覽】冊14)を提出し、十六年に営業免許書が発行されている。木版の資料によれば、営業は九月から翌三月までは月に三日、四月から八月までは毎日、講待ちの者に対しては出張治療もするというものである。厚木市内には、「**焙烙灸**」などの治療を行う寺院もあり、灸治療は僧侶が手がけるには



格好の商売であったと考えられる。

【資料二十一】「御用留」(冊12)には、明治三十年（一八九七）に愛甲郡長に提出した「**売薬請願**」である。秦野町の佐野延太郎から仕入れた**人参補湯**、**サントニー衣散**、**薬健眼水**、**保全丸**の四種類の薬を売買することの許可願いであり、**陀羅尼助**、**道了尊**の「**大雄丸**」の例を引くまでも無く、**修験者**と**家伝薬**は切っても切れない関係にあった。本尊の功德を説く宗教施設では**医薬品**であるなしに関わらず、**薬を販売**するところが多かったのである。光善院では**家伝薬**の**伝承**はないが、**写真**の**永野左衛門**(**愛甲郡妻田村**)**家伝薬「錢氏鎮驚丸」**(**廣告**)**(【一覽】状11)**を所持していることから、**薬が扱いやすい商品**であったことと考えられる。

【資料二十一】

売薬請願

相州愛甲郡荻野村

- 一 人参補湯
- 一 サントニー衣散
- 一 薬健眼水
- 一 保全丸

神奈川懸大住郡秦野町一千六百廿七番地

右営業人 平民 佐野延太郎

右之売葉四方今般請売支度依テ別紙營業者へ御免許之
御指令写並ニ約定書相添此條奉願候也

神奈川懸愛甲郡荻野村下荻野五百九十二番地

請売人 千葉 賢秀 印

明治二十年二月 日

荻野村長 神崎 正蔵 印

愛甲郡長吉野十郎殿

【資料二十三】

行商届

愛甲郡荻
野村助役
齋藤元吉

明治二十年八月廿五日受領
明治 年月日 登記

愛甲郡荻野村下荻野五百九十二番地

一 物品販売業 売葉請売行商届 千葉 賢秀

明治三十年八月廿五日

日本三躰地蔵尊 「子合地蔵尊略縁起」(【一覽】冊14)によれば、

日本三躰地蔵尊とは次のような由来をもつという。八幡太郎・源義家の六男として河内の国に生まれた森冠者義隆は、康和三年辛巳の生まれのため、巳年・卯年の縁仏として地蔵を守り本尊としていたが、平氏に敗れこの地に落ちて来た。その後、毛利主計という者がこの地に入り、ついに村長となったが、義隆の追善に河内の国壺井の縁仏である地蔵尊を勧請したものと伝える。

*

御利益は、安産、子授け、除病延命である。なお、同木で作られたという三躰地蔵尊のうち他の二体は、河内丹南郡、奥州伊達郡帯解村子合にあるという。明治二十三年には、「日本三躰講社」が作られたが、明治二十九年には講社社長たる千葉賢秀の手になる和讃ができ、それは現在も地蔵尊保存会の人々に詠い継がれている。

「日本三躰河内相模奥州 八幡太郎六男森義隆公守本尊行基作」

「(日本三躰地蔵尊御影)」

21 「(日本三躰地蔵尊御影)」

22 「(日本三昧地藏尊御影)」

23 「御詠歌 日本三昧地藏尊和讃」

諸願

又願国家昌平風雨順候百穀成熟

今上天皇陛下御宝祚万歳

【資料二十四】

日本三昧子合地藏尊堂宇再建入仏式誦文之事

維時明治廿七年甲午八月廿六日日本三昧子合地藏堂再建落成

方拳入仏之式典

是先明治二十一年三月旧宇傾敗頗以有汚尊位恐賢議与信徒

諸氏企堂宇改築矣爾采累月七十有七而今也全成蓋雖

謂依尊靈冥助与信徒庇蔭抑亦不可不謂信徒諸氏尽力

經末居多焉

熟觀我子合地藏尊者忝係行基菩薩ノ作日本三昧之尊像而実

為八幡太郎源義家公之六男毛利冠者源義隆公之守本尊義

隆公為戦死也有故安置于此者也既而靈驗益高感心愈著

特以守護奸婦十方衆生歸依歳月繁

当此時也三兜之宝物著二体講社結又堂宇之再築成矣

嗚乎仰願自今益垂靈德示心現以保信徒諸氏之福德護十方信徒

之幸運普成就子孫繁栄養垂満熟息延命家内安全之

当院繁栄檀徒幸福自他平等被災誦文之条如件

干時明治廿七年甲午次纏

今月今日

十五世光善院住職大導師千葉賢秀敬白

修験者の葬儀 修験者の家では、仏葬とも神葬祭とも異なる「修

験葬」が行われていた。秦野市蓑毛の民俗調査を行った大藤ゆき氏

は、蓑毛ではじめて修験葬に出会ったが、仏葬と大した変りはない

と報告している(注)。しかし、文化八年(一八一)に、覚山坊

二十世法印珍稜が傳えたとされる「修験道 理護摩記」(【一覽】

教義書5)中にみられる葬祭の手引き「深々秘法」には次のように、

仏葬でも神葬でもない修験葬の次第が次のように記されている。

これによれば、自身引導大事 皈命本覚 虚心合掌、常住妙法

八葉印、本来具足 外五古印、三十七尊 典取不至、普門鹿数 法

界定印、遠離因果 智拳印、死・徳治 外縛印、還我頂礼 外縛二

空入月輪とあり、続いて霊供作法、霊前六大観、大日覺鉢法界、頌文、即佛喝、取靈供參度可薰香烟、弔契虛合掌、供養喝、能供諸供、二俱六天、依正一体、供養諸靈、茶湯供、先焼香、我今所供、普施十方、恒沙餓鬼、平等飽滿、読経、焼香とあり、箸を三角に折る、口伝と具体的な儀礼内容はつかみにくいものの、細々としたところまでが記されている。ここに記された印、経典などは、『深秘引導大事』に説明されているものとも異なるようであり、地域や宗派によつて変わるものかと思われる。

八菅山では、修験者つまり男性（下男を除く）と宝書院・覺養院



の女子のみ神葬で、それ以外の者は仏葬で葬儀が営まれていた。しかし、明治維新以降は一山すべてが神葬となり現在に至っている。また、葬儀式と同様にその墓所も異なっていたという。写真の阿彌陀像は、八菅神社宝物館が所蔵しているが、もとは宗法寺（天台宗）の本尊であったものだという。『風土記稿』には「是一山の滅罪所にて茶湯寺と云」と記される寺院で女性、子供の墓所に隣接してあった寺と伝えられている。

さて、光善院にもいく冊かの香典帳が残されており、当時の葬儀の様子を伺うことができるが、ここでは明治十九年（一八八六）の「智窓明壽大妹香奠帳」【一覽】横帳4）をみてみよう。

文書名からも分かるように、戒名は仏式であるが、導師として達藏院という修験寺院であった木曾村（町田市）覺圓坊松川公雲の名がみえる。また、親戚からは香典金とともに「赤飯善荷」が届けられるなど、葬送の習俗として特に一般の家と変わるところはないようである。

（注）大藤ゆき「葬制」『県史部の民俗』（一）秦野地区『昭和五〇年
神奈川県立博物館

（大野 一郎／厚木市郷土資料館学芸員）

明治以降の光善院

1 江戸時代の八菅修験

中世以来の熊野修験の影響を受け、小田原にある大先達玉瀧坊の支配下にあった八菅一山は、江戸時代に入ると玉瀧坊を離れ、貞享四年（一六八七）に聖護院門跡せいごいんもんせきの本山派修験の直末となる。熊野蔵王、箱根、男山八幡、山王、白山、伊豆走湯山の七社権現と別当の光勝寺のもとに、年番一名、本坊十二坊、脇坊二十二坊の修験によつて一山を組織運営する体制に整備強化した。また同じ年には、武威、相模、御府内で人々から金銭を募る勸化活動かひかが許可され、その勸進収入によつて本社を再興し、諸堂の修復にあてるなどして修験寺院としての伽藍整備につとめた。

近世後期から末期にかけての七社権現の氏子は、勸化帳によれば八菅村、熊坂村、半縄村、棚沢村、川入村の下川入五ヶ村が七社権現を総鎮守とする氏子圏を形成していた。さらに、中津川に沿った地域や峰入りの筋にあたる幣山、煤ヶ谷村、八菅山の南の上萩野村、三田村、及川村、妻田村、金田村に信者を多く持っていた。大山信

仰の中心である伊勢原には八菅修験が入り込む余地がなかったように、信者の獲得には弱いものがあった。とりわけ厚木と八王子の商家との関係は強いものがあった。

修験者らは大山と八菅山の間の山中を駆けまわる修行（峰入り修行）を行い、厚木など近隣の村々を廻つて（廻檀）信者にお札を配り（配札）、祈祷などをして人々の願いに応える宗教活動を展開した。しかし、その経営はかならずしも楽なものではなく、農業収入が生計を支えていたことも確かである。

2 明治の修験道廃止令

慶応四年（一八八六）三月、明治政府は神仏分離令を出し、寺院・仏像の破壊と神道の国教化が推進された。これによつて同年八月には八菅山から鎮守府御伝達所に一山五十一坊の者が神職となり改名したい旨の願いが出され、翌年九月に許可がおりている。これにより八菅山七社権現は、権現の名を削除し、本地仏の名も排して八菅神社として再スタートを切る。明治政府の廃仏毀釈と神道国教化政策に迎合しながら、新たな時代に修験としての姿を残そうとする努力は続けた。

しかしながら、明治五年（一八七二）の神道国教化の徹底に向けて、修験道廃止令が出される。これによって修験そのものへの統制が加わることになる。翌年には八菅神社は八菅山、八菅村、熊坂村、半縄村、棚沢村を氏子圏とする郷社に列し、修験色は希薄化していくことになる。

一方で、修験としての道を捨てられなかった一部は、天台宗門派を名乗ることで本山派修験としての法統を残そうとした。その過程については未だに解明しきれていない部分が多い。

3 明治初年の光善院

明治九年（一八七六）十一月、天台宗光善院住職千葉賢秀をはじめ、村用掛、医務取締、副戸長、副区長の連名で神奈川県権令野村靖宛に対して灸治療開業の願い書きを出している。その許可は、翌月十二月にはすぐ出された。その願書のなかで、「明治六年一月より同九年一月迄都合三年一月、実父賢弘二随じ灸治療研究致シ候二付此度自宅ニ於テ開業仕度候」という理由が書かれている。

明治六年といえは修験道廃止令の出された翌年にあたる。明治新政府のさまざまな寺社や宗教関係者に対する改革、政策進展によつ

て寺院経営が窮乏するなか、光善院住職が民間療法として古くから備えていた灸に活路を見出そうとしたことがこの文書から読み取ることができる。正式な神奈川県の許可は、明治十六年（一八八三）十一月に免許証が千葉賢秀に出されている。

4 明治前期の光善院

講社結成 明治二十六年（一八九三）二月二日付け講社結成の届出の写しがある。ここには光善院が寺門教会の規約に準拠して講社を結成し、三昧講社と命名したい旨を住職の千葉賢秀をはじめ檀家惣代六名と荻野村村長と神奈川県下天台寺門正管事の奥院をもつて県知事内海忠勝宛に届け出たことがわかる。三昧講社の三昧とは、寺門教回日本三昧講社の趣意書に詳しいのでそれを要約して紹介する。

下荻野子台地蔵尊は、源義家の六男毛利冠者義隆の縁仏として、行基が作ったとされる三昧の地蔵菩薩の一つである。義隆の嫡男頼為が聖護院増智僧正の法弟となって増珍、後に浄慶と称したが、父が平治の乱で戦死するに及んで関東に下り、この地に留まり父の三十三回忌の法会を営むため草堂を建てたのが光善院のはじまりと

する。義隆の一族毛利主計がこの地に守本尊の一つを持参して土着化する。この地蔵尊があまりに靈験が著しいことから毛利家より光善院の住職に譲り、草堂に安置したという。

天明年間（一七八一〜八八）には、口碑で伝わる毛利松と称する枯れ木を掘り返した際にその根の下から三個の鉄兜が発見される。毛利主計が秘蔵の鉄兜を後世に伝えるために深く地中に埋め、その上に松を植えたものとされる。三躰地蔵の残りは、河内国壺井と岩代国安達郡帯解村子合に安置されているという。この地蔵尊の御利益としては、妊婦を守護し、子孫繁栄を授けることとし、多くの信者を集めているという。これによって布教拡張の為に天台宗の寺門教会の規約に準拠して講社を組織したというのである。

講社結成の届けは翌月には開講となったようで、明治二十七年三月には地蔵尊の御詠歌出版の届が内務大臣井上馨宛に出されており、御詠歌の整備もまた講社の組織化に大きな影響を与えたに違いない。

地蔵堂改築 講社結成を前にした明治二十六年（一八九三）十二月八日、「堂宇改造之儀二付御願」が出されている。そのなかで享保十五年（一七三〇）十月建立の間口二間、奥行四間、建坪八坪の

本堂の痛みが激しくかなり崩壊している状態であるので、新たに間口四間、奥行三間三尺、建坪十四坪に、建築費一九八円二厘の予算で大きく建て替えることの許可を求めている。願い出たのは、光善院住職を筆頭に法類の西多摩郡忠生村寺宝院住職、信徒惣代四名本寺になる滋賀県大津の園城寺住職、そして愛甲郡荻野村村長代理の助役の奥印を持って神奈川県知事野健明に願いで出ている。

この願い書きの中で、改築の理由をこう述べる。この寺院は、鎌倉幕府が開かれる直前の建久元年（一一九〇）二月の建立で、聖護院末の配下。明治五年の修験宗名が廃され天台宗に帰入した。その後、在来からの信徒五十二名で維持してきたが、本堂は大破しており、協議の上各自金銭や材木を寄付して改築することを決めたことを記している。

神奈川県は、願出のあった七月からおよそ四ヶ月半後の明治二十六年十二月八日に改造工事落成の折りにその旨を届けることを条件に許可を与えている。

光善院の宝物 明治二十七年十二月二十八日には、光善院宝物増加の届が出されている。追加されたものは、松毬 一個 である。但し書きには、小枝に小松毬六十六個が付着して一個のようになっ

ており、二十センチメートル前後の大きさであることが記されている。その由緒も、明治二十七年十一月十日に近隣の棚沢村鷲尾山の頂に旧山王社領地で発見した「異形物品」であったので宝物として永く保存することにしたと届け出たことがわかる。これによって光善院の宝物は次の三つと松毬が加わることとなった。

毛利冠者源義隆公肖像画 一幅

義隆の関わりは先に示した通りであるが、この絵は安政五年（一八五八）に旗本永瀬五郎右衛門信介（義隆一十七代の末裔）が、義隆の七〇〇年忌に追福のため近江国堅田八幡宮宝庫にある肖像画を栗原信に模写させたものという。

毛利主計の松の根 一個

享保年中、毛利助右衛門（毛利主計の子孫の分家）の宅地に毛利主計の松と称する大木があったが、年数が経ったためか枯れ木になった。後人が灯りのためのヒレにするためその根を掘り起こしたところ三個の鉄兜を発見する。毛利主計がこの地に永住する際、地中に埋めて後世に永く伝えようと松を植えたものと解釈している。

毛利主計の兜 三個

鉄製兜 天明年中（一七八一〜八八）に毛利松と称する大木の枯

れ木を掘り返したところ、そこから毛利主計が埋めたと称される鉄兜が三個出てきた。俗家に隠されて安置されておくよりはというところで、毛利勘右衛門が地蔵堂に寄付したものとなっている。



実は、こうした寺院などの宝物について内務省は、明治十二年（一八七九）に目録書の差し出しを命じている。この時光善院が差し出した目録には明治二十七年に発見された松毬が届けられていないため、明治二十六年三月九日付けで差出追加の届を出している。

さて、これまでみてきたように明治期になつての光善院の動向は明治九年前後の灸治療の免許を得ることにはじまり、その後二十年足らずの明治二十六年から翌年にかけて、講社の結成、堂宇改築、御詠歌出版、宝物追加など大きな動きが相次いでいる。この時期が

光善院としてのあらたな発展時期と見なすことができるであろう。それは、修験道廃止という転換を迫られた寺院が、明治という新たな時代のなかで、どのように組織を強化し、運営を成り立たせるかが大きな課題となった。その解決策が一連の動きであり、これから紹介する本尊地蔵尊の開帳と宝物の縦覧による信徒獲得である。

5 両国回向院の開帳

開帳について先に、江戸における開帳の話をしておきたい。江戸時代の開帳といえば、江戸は東西両国にある回向院（墨田区）での出開帳が有名である。明暦三年（一六五七）の大火、俗にいう振袖火事によって江戸市中の大半を焼失した際、その死者をここに集め、弔ったのが始まりという寺院である。元来、無宗派で遭難や行き倒れといった無縁の仏を供養する役目を担ってきた。この火事の後、江戸は再開発をすすめ、千住大橋に次いで隅田川に架けられた両国橋は、寛文元年（一六六一）に竣工し、本所深川開発の第一歩となった。

両国橋の橋詰には、延焼対策として火除け地が設けられ、広小路と称された空き地には、いつしか見世物や芝居小屋が建ち、それを

見に来た客相手の茶屋や髪結い床なども林立するようになった。両国、隅田川とくれば、夏の風物詩として花火や納涼船が出され、両国は江戸の人々の盛り場として浅草に並ぶ人気と賑わいを見せた地である。その隅田川を渡ったすぐ先の回向院で開帳が行われたことで、両国という地が宗教的な聖空間であると同時に、その周囲に俗空間としての盛り場や遊興の場が取り巻くといった空間特性を持ち合わせるようになった。

ところで開帳とは、本来霊験のある秘仏を一定期間人に見せる宗教儀礼に端を発している。自分のところの厨子を開いて仏をみせる居開帳と他所に向いて行って見せる出開帳の二種類があった。回向院は、出開帳のメッカとして年一・二回から多い時では四・五回の開催があった。

江戸における開帳許可の記録をつづつた史料が国会図書館にある。幕府の文書を引き継いだ旧幕引継書のなかの「開帳差免帳かいちやさめんぢょう」という史料がそれである。上中下三冊の横綴の冊子は享保十八年（一七三三）から明治元年（一八六八）までに許可された開帳が毎年四季別に整理され記述されている。ここから、「一季五つ開帳」という文言があらわれるようになる。つまり、幕府の開帳許可には

一定の枠が決められていたようで、春に五つ、夏に五つというような開催回数をこの史料から知ることができる。実際は、この枠を越えるものもあり、越えない場合もあり特例が認められていたようであるが、十八世紀以降において開催の基準がある程度定められていたことが想像される史料である。

隣国遠国含めた有名な開帳仏が江戸の各地で開催を行うのは、靈験あらたかな秘仏と結縁けいごんさせる儀礼のはずであったが、次第に信者の奉納金品や賽銭を目当てに行われるようになる。これまでの研究で、江戸時代の開帳は、一つの寺院に対して三十二年をめぐり一回許可するのが通例であることがわかっている。寺側は、宗教的儀礼の場として信者獲得を建前としながらも、諸堂修復費用を参拝者の加助に期待したいという意向をストレートに幕府に求めていくようになる。結果として三十二年の一定期間を待たずして、修復を名目に開帳の許可を得ていくという方法が多く取られたようである。

幕府は日本全国の寺社を本寺・末寺に序列化し、新寺建立を禁止し、その勢力を幕府の下に置いた。これにより幕府は全国の寺社に対して一定の保護を行ってきたが、幕府財政の悪化から寺社への保護・支援を十分に行つた余裕がなくなった。そこで諸堂修復費用を開

帳などによる自助努力で賄つたことを許可するようになった。開催の主目的が、純粹な宗教儀礼ではなく、人々の喜捨を募る場になっていったことは容易に理解することができるであろう。また勸化といふことも行われた。これも仏の教えを広め勸めその徳に化するといふ意味であるが、寺やお堂の修復に充てる費用として金品を募る活動に勸化といふことが用いられるようになる。開帳も勸化も結局はお金を集める機会や行為そのものであるが、勸化は老中の許可に対して、開帳は寺社奉行の決裁といふところに格差があった。幕府の許可で勸化をしたがお金が集まらなかった場合は、再度勸化の要求を行うが、許可されなかったため開帳を申請して許可を得たといふことはしばしばあったようである。

回向院の開帳で最も古い記録は、延宝四年（一六七六）の近江国の石山寺。有名なところでは京都嵯峨清涼寺の釈迦如来、信濃善光寺の阿弥陀如来はほとんど毎回回向院で開帳を行っているが、回向院を宿寺として行われる出開帳は江戸時代を通じて一六六回を数えたといつが、実際の数字は不明で、もっと多かったとされている。その他にも身延山久遠寺の祖師像は日蓮宗の浄心寺、下総国成田山新勝寺の不動は深川永代寺へ出開帳するのが恒例であった。

6 開帳出願の手続き

開帳研究の第一人者である比留間尚氏の研究『江戸の開帳』（吉川弘文館）によれば、開帳の許可はおおかた次のような手順で進められる。

寺内部で開帳について内定する。

所在地の村々役人に相談して承諾を得る。

開帳場所の下見をする。

領主（藩役所・代官所など）へ開帳願を提出する。

末寺の場合は本寺へ願い出て、寺社奉行所等への添簡をもらう。

開帳願書に、先例書・旅宿所書を添えて寺社奉行へ提出する。

寺社奉行より許可がおりると関係役所・宿寺へお礼まいり、

届け提出。

開帳建て札の願書を寺社奉行・触頭・領主に提出。

開帳場の仮作事願を寺社奉行へ提出。

霊宝目録を寺社奉行へ提出。

開帳中提灯差出願を寺社奉行へ提出。

開帳仏到着行列の道筋書を寺社奉行・町奉行へ提出。

寺社奉行と関係役所、触頭・宿寺・領主など書類による申請、願書の提出と許可のやりとりが毎回のようにつづくことがわかってい

る。

光善院の場合を史料に即してみいくことにしよう。

まず開帳が行われた時期を整理しておく。残された史料でわかる限りの開帳の記録は、

明治二十六年五月二十日～八月十日 八十二日間

明治二十七年二月十五日～十一月三十日 二八八日間

明治二十八年二月一日～十一月三十日 三〇三日間

明治二十九年二月二十日～十一月三十日 二八三日間

明治三十年二月二十七日～十一月三十日 二七六日間

明治三十一年三月二十五日～十一月三十日 二五〇日間

明治三十三年三月二十日申請 却下

史料で見える限り、明治二十六年から三十一年までに六回の開帳を実施。それも二〇〇日以上以上の長期にわたる開帳である。江戸時代の通例からすると六十日間が一般的な日数である。天候状態などで延長や切り上げもあったようだが許可の基準は六十日である。それに

対してここでは半年以上を開帳にあてるといふのは、前例を見ない。明治二十六年の最初のものについて詳しく手続きを見てみることにする。

願書の「地蔵尊出開帳并地蔵堂宝物縦覧之儀二付御願」は明治二十六年三月二十日付けに出され、光善院住職を筆頭に檀家惣代六名と荻野村村長と法類連名で神奈川県知事に願いついでいる。したがって、この時点では、村内の檀家や村長、さらには法類にあたる寺院にも内諾を得ていることが明確である。

この中で願いつで理由に「このような文言を記している。」「右八本年五月十五日ヨリ同八月十日マデ、本県管内各地ニ於テ地蔵尊ノ出開帳致度、就テ八其都度頭書ノ宝物衆庶ノ縦覧ニ供シ度候間、御許可被成下度此段奉願上候也」とある。この開帳は、神奈川県内各所に出開帳をすることを願いつ出しており、その折に宝物を縦覧させたい趣旨が理解できる。そこでこの願書には地蔵尊の由緒をはじめに源義隆の画像、毛利主計の松の根、毛利主計の兜についての説明書きと挿し絵が示されており、霊宝目録の提示にあたる内容を合わせて持つ。何を開帳で見せるのかを示したものだ。

また、この願書とは別に、天台宗寺門派執事である天台宗寺門派大

僧正山科祐玉に開帳の許可を四月十八日付けで申請しており、その承諾書も添え状として添付してある。

この願書に対して神奈川県は、県指令内第一〇八〇号により「書面願之趣許可ス」とだけ記して五月十九日に許可している。つまり開帳が行われる前日に許可されたことになる。実際の準備のことを考えると、許可されてから準備に取りかかるのは難しいのではないかと思われる。実際は、あらかじめ許可されることを前提に準備を進め、最終的な許可証をもらうだけの段取りであったのではないかと推察するが、光善院が県内のどこで出開帳を行ったのか、またどのような準備と段取りで作業を進めていたのかは、史料的な根拠がないので不明である。ちなみに明治二十八年の開帳予定日は、二月一日から十一月三十日とあるものの神奈川県知事の許可は、二月一日付けとなつている。つまり出開帳がはじまる開帳予定日初日に神奈川県の許可が出されている。

明治二十七年二月十五日より十一月三十日までの開帳も同様の手続きを踏んでいる。但し、神奈川県知事名の許可証には、「書面願之趣許可ス 但宝物持出八不相成義ト心得ヘシ」とある。地蔵尊の出開帳は許可するが、宝物の持出しはできないとある。これは、

宿寺で地蔵尊を安置し、脇に宝物をならべるといふことなのか、光善院の地蔵堂から出開帳に地蔵尊を出すのは良いが、宝物は出せないといふことなのか、それとも出開帳の先での持ち出しを制限しているのか、はっきりしない。

明治二十八年の記事を見てみると少し文章の違いがある。願い書には、本県管内各地での出開帳をしたい旨を記し、さらに堂宇にて宝物の縦覧を許可してほしいと記している。素直に考えれば、出開帳なので地蔵尊が県内各地を回り、それに伴って宝物も移動するのが普通であるが、文書の記載内容では、出開帳の際に宝物は一緒に出さず、宝物は堂宇で縦覧することができるといふ趣旨で受け止めることができる。問題は、地蔵はどこで開帳を行ったかであるが、出開帳の場所がわからないのは残念である。どのように宿寺へ移動したか、どのようなセットなのかを知ることができたに違いない。

出開帳として本堂を出ての展開は、明治三十二年（一九〇〇）の小石川での出開帳がある。願書は全くといって良いほど同じで、住職を筆頭に惣代四名、本郷区小石川信徒惣代十名、神田信徒十名が東京府知事に出す準備を進めていたが、天台宗寺門派の方では準備

不足と書類不備で却下している。実際には実現できなかったようである。小石川に住職千葉氏の出張所が設けられそこでの出開帳が計画された。願書のなかには、「信徒の都合により千葉賢秀の宅を地蔵尊の出張所として縁日を毎月六の付く日と定めて参詣者を呼ぶ」といふものであった。

明治二十六年以来のほぼ毎年に行なう出開帳は、地蔵尊の結縁の場を与えると同時に宝物を見せることで、参拝を増やそうとするねらいがあった。このような本尊や秘仏以外に什宝宝物を並べて、信徒獲得に大きな力を発揮したシステムは江戸時代と変わることがない。開帳の手続きにしても許可にしても、また添え状の有無についても大きな変化はない。寺側は信徒をより多く獲得して、修繕費用や運営に回したいと考えていた。その信徒をできるだけ多く結集させるために東京での出開帳は期待するところ大であったに違いない。それは江戸時代の回向院が、全国から来る開帳仏に江戸の人々は群参し、たくさんのお金を一度に受け入れたことに全く類似する。光善院は明治になっての大きな変動の波を受けながらも、積極的に寺院の繁栄と信仰の拡大をねらっていたことを理解することができるであろう。

（鈴木 章生／江戸東京博物館学芸員）

エピソード 光善院退転とその後の千葉家たいてん

量玉院の退転 明治三年（一八七〇）十一月、光善院第十五世千葉賢秀は「量玉院退転二付光善院兼帯」との見出しをもつ文書をしたため、量玉院退転届を荻野山中御役所に提出した。光善院を残し、規模縮小を図ったのである。量玉院は、開山からおよそ二百年余りで閉山した。

また、日吉神社は「慶應二年（正しくは明治二年）十月、今の社号に改め、神官の司るところとなった」（『愛甲郡制誌』）と書かれているが、この神官は神仏分離令により法印といわれていた修験僧・千葉賢秀（旧八菅山修験光善院法印）が、還俗した姿である。この神社は、下荻野村子合字神谷にあり、妙見社と称したが、新政府の御触れにより日吉神社と改称した。この年の前後、愛甲郡でも多くの寺院、小堂、小祠が改称させられたり、廃絶したりした。量玉院の退転、法印の妙見社が神官の管理する日吉神社となったのも時代背景からは、やむを得ない選択であったと思われる。

明治五年（一八七二）九月十五日、太政官布達。「本山派・当山

派とも従来の本寺所轄のまま天台宗・真言宗へ帰入すること。山伏の道修験道は今後一切廃止する」との厳命があり、僧侶の托鉢たくはつの類まで禁止された。この時点で、全国に十七万人の修験先達せんたうがいたという。世情は騒然としていたが、修験者も信者も根強くしたたかに生き延びていた。そこには生活に密着したしぶとい庶民信仰が存在し、法印はホーエンさんと村人から呼ばれ、敬慕されていたのだ。

明治十年（一八七七）、光善院第十四世千葉賢弘が外界した。法名は「権大僧都大阿闍梨法印賢弘」、行年は六十八歳であった。実兄である八菅山覚養院千葉観弘は、その三年余り後の明治十三年に八十歳で亡くなっている。

嫡男秀麿 小学校訓導に 千葉賢秀の嫡男・秀麿は、明治二十五年（一八九二）九月、小学校訓導職を得て教師となった。言い伝えでは修験道を好まなかった秀麿だが、明治政府の国家神道の方針に従い、教育勅語を児童に教示する立場となった。秀麿は、煤ヶ谷小学校（清川村）を振り出しに厚木小学校で長らく教職を勤め、光善院の修験者という家業を継ぐことはなかった。

明治二十六年（一八九三）、賢秀は三体地蔵など安産寺の出開帳の準備に余念が無く、この事業は無事開催した。翌年、子合地蔵堂

が再築される。

光善院退転はいつか さて、光善院の退転がいつのことなのか考えてみたい。光善院については廃寺届がなく、推測するしかないからだ。

この年から残されている秀磨の日記をみてみよう。「明治三十四年（一九〇一）八月十六日、地藏尊法会、来客ナシ」「明治三十八年（一九〇五）八月十六日、地藏尊ノ例法会アリ、質素ナリ」。参拝者が少ないことが記されている。八月十六日は、地藏尊の例祭日である。しかし、明治四十一年（一九〇九）には「夜夕立アリ、地藏尊例法会仲々賑ワイノ最中ニテ、商人見物人誠ニ生憎ナリ」とあり、人出が戻っている。

地藏尊例祭の様子から光善院を廃寺としたのは、おそらく明治三十年代のはじめではなからうかと推察される。その後、地藏堂の管理は子合の住民共同の作業となり、近年まで地区の集会場として使用されていた。

その後の賢秀、そして千葉家 秀磨の日記には、光善院退転後の賢秀の姿も記されている。明治三十七年（一九〇四）二月二日、「午後曇霞少シ落ツ、父上八退屈ナリトテ足柄郡ニ遠足セントテ下駄ガケニテ出発セラル。健康実ニ驚ク外ナシ、祝ウベシ」「四日、父

帰ルル」。この時、賢秀は六十七歳、往復歩きの遠足であった。明治四十年（一九〇八）にも「一月四日、父足柄上郡ニ往ク」とあるが、行き先は行き慣れた、かつての本寺である小田原玉瀧坊量覚院である。

賢秀は、大正二年（一九一三）分家届をして隠居となった。その六年後、大正八年（一九一九）、千葉家最後の修験者・賢秀は鬼籍に入った。法名「小律師賢秀法印」、行年は八十二歳であった。そしてこの時、光善院の開山から実に七世紀に及んだ千葉家の勤行は、名実ともに払拭したといえる。

その後、関東大震災、今次の戦争、戦後の混乱と時代の波に翻弄され、千葉家では日常生活に修験者時代の遺風も伝承も全く途絶えてしまった。当時の話は、まれに古老から断片的に聞く程度だったが、それも観念的な話の領域だった。

最近になって、郷土史愛好熱に促され、自ら家の歴史を紐解かんと思いたった。現在、石造物の拓本を取るが如く、塵土を除いていくところだが、古い陰刻が少し浮かび上がってきたというのが実感である。

（千葉 弘ノ光善院十五世千葉賢秀曾孫）

参考文献一覧

【修験道全般】

- 柳田國男 「巫女考」 『定本 柳田國男集9』 昭和44年、筑摩書房
柳田國男 「毛坊主考」 『定本 柳田國男集9』 昭和44年、筑摩書房
宮家 準 『修験道儀礼の研究』 昭和46年、春秋社
和歌森太郎 『山伏 入峰・修行・呪法』 昭和52年、中央公論社
宮家 準 「修験道儀礼と民俗」 『講座日本の民俗宗教2』 昭和55年、弘文堂
五来 重 「修験道と民俗」 『仏教と民俗 仏教民俗学入門』 昭和51年、角川書店
宮本常一 「野田泉光院の旅」 『野田泉光院 旅人たちの歴史1』 昭和55年、未来社
宮本袈裟雄 『里修験の研究』 昭和59年、吉川弘文館
長野 覺 「修験（山伏）」 『歴史公論11・2』 昭和60年、雄山閣出版
宮家 準編 『修験道辞典』 昭和61年、東京堂出版
鈴木正崇 「山岳信仰・修験道」 『民間信仰 調査整理ハンドブック・上』

昭和62年、雄山閣出版

宮本袈裟雄 「日光山と関東の修験道」 『権現信仰 民衆宗教叢書23』

平成3年、雄山閣出版

宮家 準 「仏教と修験道」 『仏教民俗大系1』 平成5年、名著出版

村山修一他 『修験道の本』 平成5年、学習研究社

西海賢一 「修験山伏」 『日本の民俗学7 神と靈魂の民俗』 平成9年、

雄山閣出版

西海賢一 『石鎚山と修験道』 平成9年、岩田書院

【厚木市周辺の修験】

中村昌治 「八菅修験と菅の民俗と伝承」 『日本民俗学会報7』 昭和

34年

宮家 準編 『修験集落八菅山』 昭和53年、愛川町教育委員会

小松郁夫 「相模国愛甲郡下荻野村千葉家修験関係資料について」 『郷土

神奈川22』 昭和63年

鈴木良明 「近世八菅修験と江戸役所及び本山役所 坊官衆・侍衆連署文書

を中心に」 『八菅周辺の歴史と信仰』 平成9年、愛川町教

育委員会

【関連展示等】

大阪市立博物館編『役の行者と修験道の世界 山岳信仰の秘宝』平成

11年

川崎市民ミュージアム編『呪いと占い』平成13年

狭山市立博物館編『修験の世界 笹井観音堂とその配下』平成14年

愛川町教育委員会編『八菅周辺の歴史と信仰』平成9年

【全般】

『神奈川県史 各論編5 民俗』昭和52年

厚木市史編さん室編『厚木市史 近世資料編1 社寺』昭和61年

厚木市史編纂委員会『厚木市史料集2 寺院編』昭和48年

高瀬慎吾「渡辺華山と厚木」『游相日記』昭和61年

厚木市文化財協会編『厚木の民俗3 講』昭和58年

蘆田伊人校訂『新編相模国風土記稿 第3巻』昭和60年 雄山閣

圭室文雄「神仏分離と民衆の信仰」『仏教民俗大系1』平成5年 名

著出版

おわりに

病人を前にして九字を切ったり妖しげな呪文を唱える、人も入らない険しい山々を駆け巡ったり火渡りなどの修行を行う、子供たちのやさしい手習い師匠……、いずれも修験者の一面をとらえた描写です。ここからも修験者が、さまざまな顔を持ち、ムラ人にとって不思議な存在であったことがうかがわれるでしょう。

厚木市は、関東修験の中でも特筆されるべき大山、八菅といった地域に隣接しています。厚木市域にも13の修験寺院があったことが資料などから知られていますが、その具体像となると分かっているようで、実は不明確な部分が多いのです。

今回の展示会は、下荻野にあった光善院という修験寺院の末裔である千葉弘氏が所蔵する文書が当館に寄託されたことから企画がたてられました。そして、その貴重な文書資料を視覚的に補完するとともに、千葉家と血縁関係をもつ八菅修験の資料等を借用し、展示をより分かりやすいものにするよう努めました。本展示会を通して市民の方々に、修験者がムラの生活でどのような役割を果たしていたのか、その実態、意義を知っていただきたいと考えております。

お気づきのように、厚木の修験については不明な点だらけです。今後も市民の皆様とともに、調査・研究、資料収集を続けていければと思います。

(展示企画担当 / 大野一郎)

第19回收藏資料展

あつぎの修験者

拝み・教え・治す ムラの宗教者

発行日 平成14年8月5日
編集 厚木市郷土資料館
神奈川県厚木市寿町3-15-26
TEL 046-225-2515
発行 厚木市教育委員会
印刷 厚木市役所総務部行政管理課印刷室
